

令和2年第1回長南町議会定例会

議事日程(第2号)

令和2年3月2日(月曜日)午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員(13名)

1番	宮崎裕一君	2番	林義博君
3番	河野康二郎君	4番	岩瀬康陽君
5番	御園生明君	6番	松野唱平君
7番	森川剛典君	8番	大倉正幸君
9番	板倉正勝君	10番	加藤喜男君
11番	丸島なか君	12番	和田和夫君
13番	松崎剛忠君		

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	平野貞夫君	教育長	小高憲二君
総務課長	土橋博美君	企画政策課長 補佐	三上達也君
財政課長	今井隆幸君	税務住民課長	鈴木隆生君
福祉課長	仁茂田宏子君	健康保険課長	河野勉君
産業振興課長	岩崎彰君	農地保全課長	高德一博君
建設環境課長	唐鎌伸康君	ガス課長	大杉孝君
学校教育課長	川野博文君	学校教育課主幹	大塚猛君
生涯学習課長	三十尾成弘君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長 大塚 孝一 書 記 片岡 勤
書 記 石橋 明奈

◎開議の宣告

○議長（松野唱平君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから令和2年第1回長南町議会定例会第4日目の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎議事日程の報告

○議長（松野唱平君） 本日の日程は、お手元に配付したとおりです。

◎一般質問

○議長（松野唱平君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問に当たり、質問者及び答弁者は要旨を整理され、簡潔に述べられますようお願いいたします。また、通告以外のことは答弁されませんので、ご了承願います。

今定例会の一般質問通告者は6人です。質問順位は、通告順に1番から6番までとします。

念のため、内容についてここで確認します。質問者は質問席に移動し、要旨ごとに質問し、答弁者は自席で答弁します。質問回数の制限はありませんが、一度完結した質問事項は再度質問できません。制限時間は原則1人1時間以内とします。

以上です。

◇ 宮 崎 裕 一 君

○議長（松野唱平君） 通告順に発言を許します。

初めに、1番、宮崎裕一君。

[1番 宮崎裕一君質問席]

○1番（宮崎裕一君） 1番の宮崎でございます。

議長のお許しを頂きましたので、通告のとおり、件名2件、要旨3点について一般質問させていただきます。

それでは、1件目の防犯対策における防犯カメラ設置についてお聞きいたします。

防犯灯につきましては、取付箇所の増設に役場各地区の区長さん、防犯指導員の皆様方のご尽力いただいていることに感謝申し上げます。地区によっては、非常に明るくなったと評価を頂いているところでございます。

しかしながら、いまだ暗い場所、人家のない場所へ家庭ごみ等の不法投棄がなされ、町民から困っているというような声が出ております。そのような場所には既に看板も設置されておりますが、不法投棄が繰り返し行われている実態がございます。投棄されるのは人家のない場所であり、また夜間行われている状況にあります。

そこで、防犯カメラを設置することにより、不法投棄の抑止力になり、また投棄する人、あるいは自動車のナンバーを記録し、関係機関へ通報、相談することにより不法投棄がなくなるのではないかと思います。お考えをお伺いします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

総務課長、土橋博美君。

○総務課長（土橋博美君） それでは、お答えさせていただきます。

宮崎議員のおっしゃるとおり、防犯カメラを設置することで、犯罪抑止とか、事件、事故の早期解決など、幅広い分野でその効果が期待されております。

本町では現在、役場、学校、霊園などの敷地内、それから野見金のミハラシテラス、笠森ドライブインのトイレなど全部で19か所に防犯カメラを設置しています。

防犯カメラは、映像をリアルタイムで撮影、記録することができるために、防犯対策等への活用ができる一方で、被撮影者のプライバシー権とか肖像権などの権利を侵害してしまうおそれがあるために、その設置と運用に当たっては、慎重な対応が必要であると考えております。

ご質問にありますように、不法投棄等に対する防犯カメラの設置につきましては、関係団体等の意見を踏まえて対応していきたいと考えておりますので、ご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（松野唱平君） 1番、宮崎裕一君。

○1番（宮崎裕一君） 分かりました。プライバシーや肖像権といった難しい要件もあるということでございますけれども、この頃テレビでも皆さんよく見ると思うんですけれども、あおり運転ですね。非常に、ああいうふうに残すということで、ドライブレコーダーも非常に売れているということでございます。大切なのは、人間の記憶に残すのではなく、記録に残すということが大切だというふうに考えております。

また、前回の定例会でも質問、中学生の通学路等々の質問をさせていただきましたけれども、通学路も非常に暗いところ、危ないところもございますので、そういうところも併せて設置のほうの検討をしていただければと思います。

繰り返し言いますけれども、不法投棄は犯罪でございます。設置により犯罪の抑止力、効果はあると思いますので、ぜひ今後継続した検討をお願いしたいということで、次の要旨のほうに移らせていただきます。

2件目の振り込め詐欺対策電話機等購入補助でありますけれども、千葉県県の警のホームページによりますと、千葉県内における電話d e詐欺の被害状況は、令和元年度の11月末という、前の数字になりますけれども、被害件数で約1,000件、被害金額総額18億3,400万円というふうになっております。電話d e詐欺と架空請求の詐欺を合わせると、全体の65.2%というような状況であるそうです。

電話d e詐欺は、県内至るところで起こっております。やり方については、あの手この手と色々な手法で方法を変えて電話をかけているという実態だそうです。

郡内の市町村の被害状況をホームページから見ますと、茂原で3件、一宮町で1件、本町で1件というふうに確認をされているような状況でございます。

本町は高齢者世帯が多く、75歳以上の単身世帯が4地区で400名、これにつきましては、世帯分離等をしているかもしれませんけれども、一応400人ということになっております。いつ何どき、詐欺の電話がかかってくるかもしれません。本町としても、高齢者の財産を守り、安全な暮らしを確保することが大切ではないでしょうか。

既に県内においては、都市部ではありますけれども、船橋市を含め5市にて振り込め詐欺対策電話機等購入

補助金を制定しているところでございます。

郡内の状況なんですけれども、茂原警察署の生活安全課に確認をしましたがけれども、郡内では今のところ、設置とか制定されていないそうでございます。警察、茂原警察署においては、電話機にある録音機能を使っていただければというふうな話も聞いておりますけれども、本町としても、先ほど言いましたように高齢者が非常に多い中で、振り込め詐欺等から高齢者世帯を守るべく、電話機自動録音装置等の購入に向け、補助金を出すべきではないかと考えますが、いかがお考えか伺います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

福祉課長、仁茂田宏子君。

○福祉課長（仁茂田宏子君） それでは、宮崎議員さんのお話の中にも本町に1件の詐欺被害がありましたという内容でございまして、茂原警察管内の状況をまず申し上げさせていただきます。

平成30年では10件の被害がありまして、被害総額が約3,250万円、令和元年が6件で被害総額が1,400万円ということで、詐欺被害者の方は、全てが高齢者というわけではないことを聞いております。

このようなことから、町といたしましては、詐欺被害に遭わないように、町全体の意識を高めることが必要であると考えておりますので、社会を明るくする運動大会におきましては、茂原警察署による振り込め詐欺についての講話や、民生委員、また老人クラブ会員による注意喚起など、高齢者を含めた多くの町民に防犯意識を高めてもらう活動をしております。

また、平成25年10月には長南町見守りネットワーク条例を制定いたしまして、高齢者世帯や一人暮らしの方などが安心して暮らせる見守り活動といたしまして、民間企業などと協定を結び、何か異変があれば連絡が入る体制を構築しております。

平成13年度からは、一人暮らしの高齢者や、高齢者世帯のうち一人が心身の障害や疾病などで寝たきり状態の世帯を対象にいたしまして、長南町緊急通報装置貸与事業を行っております。これは、通報装置を無償で貸与しているところでございます。この通報装置の内容といたしましては、人感センサーによる自動通報や緊急通報によりまして、消防署や協力員などと連携した迅速な対応をしております。また、有資格者によりまして相談サービスや、確認電話サービスを行ったりと、高齢者の方が安心・安全に暮らせるように整備しているところでございます。

このようなことから、心当たりのない電話があったときなどにも緊急通報装置をすぐ利用できるところでございますので、今後も高齢者に配慮した対応に努めてまいりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（松野唱平君） 1番、宮崎裕一君。

○1番（宮崎裕一君） 今、課長からお話がありましたけれども、長南町緊急通報装置貸与事業、高齢者の方々や、あるいは一人暮らしの方については、暮らしを見守っていただけるということで、非常にいい事業、大変寄与している事業だと思います。特に、寝たきりですとか基礎疾患をお持ちの高齢者の方には、非常にいいのかなというふうに思いますが、今ありましたように貸与ですから、無償貸付ということで、長南町全世帯に貸付けはなかなかできないというふうに思います。また、貸し付けた場合町の財政も非常に厳しい状況になると思います。

本町につきましては今後、高齢者の予備軍が非常に多いという中で、電話機の自動録音装置等を設置するこ

とで特にこれは何でつけるかという、犯罪者が電話をかけたときに自分の声が残るのを非常に嫌がるというような心理を利用したもので、いろんな大学や、警察も一定の期待をしているということがあります。

そういう中で、地域全体で被害詐欺から高齢者を守る意識が非常に重要なんだというふうに思います。

先ほども話をしましたが、緊急通報装置貸与事業の要件等にも、全てじゃ財政的にもなかなか厳しいという中で事業の在り方と併せて検討し、つけたいという世帯があれば、導入に向けた補助金を、検討をお願いできないかなというふうに思います。

この自動録音装置ですけれども、高いものでも1台1万円、先ほど言いました、船橋市等で、その半額助成、2分の1で5,000円というようなもので、これもきっちり申請方式を取っておりまして、町なり市のほうで、あげると、すぐに申込みがいっぱいになるというような状況であるということを知っております。

そういうことも考えてなかなか、お一人でお住まい、あるいは日中は一人という家庭も多いと思いますので、併せて導入に向けた検討をしていただければというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと申します。

次の要旨のほうに移らせていただきます。

続きまして、2件目の中学校支援学級補助員増員についてであります。

現在、中学校特別支援学級の学級編制は、青空学級と紅花学級の2クラスにて学習をしているとのことでございます。生徒数は、青空学級で4名、紅花学級で3名であり、各学級に担任1名ずつと通常学級からの支援、この先生は、個別指導で数学を教えているということでございますけれども、個別指導の支援員が1名、それから、指導補助員として1名と聞いております。

支援学級の現場では、支援補助員が増員されれば、生徒へさらなる細やかな支援が可能であるというふうな話も聞いております。町としてどういうふうにお考えなのか、お伺いをいたします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

学校教育課主幹、大塚 猛君。

○学校教育課主幹（大塚 猛君） それでは、宮崎議員の質問に回答させていただきたいと思ひます。

特別支援学級には、発達課題により特別な支援を必要とする児童・生徒が学んでいます。知的と情緒の2つの特別支援学級が設置されています。どちらの学級の子供も当該学年の交流学級があり、各教科等の授業内容に応じて、一緒に学習したり、給食を食べたり、朝の会や帰りの会に出席して交流及び共同活動を行っています。

支援学級の担任は、子供たちの声に耳を傾け、一人一人の児童・生徒を大切にされた指導に努めています。教育委員会では、町の予算で、子供たちの支援のために小・中学校の特別支援学級へ学習支援指導員を各1名配置しています。来年度も今年度同様、各1名を配置する予定になっております。

特別支援学級の標準人数は8名となっておりますので、支援員の増員につきましては、今後の支援学級の子供の状況に応じて検討させていただきたいというふうに考えております。

よろしくお願ひいたします。

○議長（松野唱平君） 1番、宮崎裕一君。

○1番（宮崎裕一君） 分かりました。生徒数が今後増えた場合には、増員なりを検討いただくということだと思ひます。

先ほど主幹から話がありましたけれども、8名の定員というかクラス編制だというふうにお聞きしましたけれども、いろいろ文献を見ますと、私が調べた中では、今8名とあるんですけども、6名がある程度定員という話になっております。

4名と3名ということで、6名には満たない人数ですので、いいのかなというふうには思いますけれども、やっぱり現場ではある程度、いろんな生徒さんがいらっしゃる中で、あっち行ったり、こっち行ったりしちゃった場合に、一人じゃなかなか対応し切れないというような話もございます。

そういう中で、先ほども言いましたように、細やかな指導をするためにもお願いできればということ、いろいろ質問させていただきました。生徒さんに合った指導が、中学校でしっかりできれば、先生方もあるいは送り出す保護者の方々も安心して、ゆとりを持った学校生活を過ごさせることができるのかなというふうに考えております。そういう中で、ぜひ前向きにご検討いただければというふうに思います。

ちょっと時間が早くて申し訳ございませんけれども、これで私の一般質問は終わりにいたしますが、先ほどから繰り返しになりますけれども、高齢者が安心・安全に暮らせる町、そして子育て支援をしていく町として、先ほど3点質問させていただきましたけれども、ぜひ実現に向け検討をお願いしたいと思います。

以上で一般質問を終わりとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（松野唱平君） これで1番、宮崎裕一君の一般質問は終わりました。

◇ 大 倉 正 幸 君

○議長（松野唱平君） 次に、8番、大倉正幸君。

〔8番 大倉正幸君質問席〕

○8番（大倉正幸君） 8番議席の大倉でございます。

通告に従い質問をしていきたいと思っております。

まず、昨年12月の議会におきまして、小学生の台湾派遣について、その引率者のための視察費、47万3,000円を、補正予算として私たちは認定し、この2月に台湾に行く予定だということであったのですが、急遽中止になったというふうになっております。

補正予算を取ってまで行くんだということで認定したわけなんです、それが中止になった経緯について、まず教えていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

教育長、小高憲二君。

○教育長（小高憲二君） お答え申し上げます。

台湾に児童を派遣することは、昨年6月の福林国小学校の来町による子供との交流が盛り上がりまして、児童の相互交流への希望となり、町や教育委員会も支援するというふうになった経緯がございます。

台湾への下見につきましては、予算の承認を頂き準備を進めてまいったところでございますが、その具体化に当たりましては、さらに町民から意見を聴取し検討を重ねてまいりました。この中で、賛成あるいは慎重論など様々な意見を頂きました。特に教育委員会としては、慎重論に配慮しまして、無理に実施して、今後学校現場に混乱を生ずることがあってはいけないだろう、いま一度立ち止まり、課題等を整理して進めていったほ

うがよいのではないか。

なお、今後に続く事業ですので、全住民の祝意に満ちたスタートにしていくことが必要と考え、特に、もっとコンセンサスを深めて進めることが大切だろうというようなご意見を踏まえまして、今回の下見につきましては中止させていただくことになりました。よろしくお願い申し上げます。

○議長（松野唱平君） 8番、大倉正幸君。

○8番（大倉正幸君） 教育委員会のほうで、いろいろ意見を伺ったということです。12月の補正予算の審議の中でも、教育委員の意見は聴いていなかったのかというような質問もあったかと思うんですが、今おっしゃっていた内容なんですけれども、教育委員会のご意見、基本的にはそれは賛成方向のご意見なのか、反対方向のご意見なのかということは、どうなんでしょうか。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

教育長、小高憲二君。

○教育長（小高憲二君） 教育委員会の中での協議につきましては、基本的には賛成ということで、ご理解いただいてきたところでございます。

ただ、具体化するに当たって、児童の海外派遣につきましては、時代に先駆けた特色ある事業でありますので、小学生の発達段階、あるいは新規事業、学校の状況等をいま一度検討して進めたほうがいいのではないかなというご意見がございました。それゆえに、いま少し時間をじっくりかけて検討して、よりコンセンサスを深めて進めていきたいというふうな考えで、意見に基づき決定いたしましたところでございます。

以上でございます。

○議長（松野唱平君） 8番、大倉正幸君。

○8番（大倉正幸君） 今回は、たまたまコロナウイルス云々の話もありまして、私も、この時期だったら行かないほうがいいよというふうに言うとは思いますが、それはそれとして別として考えまして、いま一度検討すると、時間を少し取るというお話なんですけれども、今後の視察の進め方については、具体的な時期というんでしょうか、今後どのように進めていきたいのか、もう少し具体的なお話はございませんか。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

教育長、小高憲二君。

○教育長（小高憲二君） 小学生の海外派遣という新規事業の観点から、発達段階、安心・安全などの課題を整理して、今後さらに慎重に進めていく必要を感じております。

特に、今年で22回となる中学生の海外派遣事業の実績につきましては、400人を超える二世代にわたる本町の大きな財産となっておりますので、小学生の派遣事業もそのような事業に発展できるべく、いま少し時間をかけて検討していきたいというふうに考えております。

なお、今後さらに進む国際化の時代にありまして、本町でも交流の受皿となる住民の組織などがあると、今後一層幅広い内容の交流が進められるのではないかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（松野唱平君） 8番、大倉正幸君。

○8番（大倉正幸君） 例えば、来年には必ずやりたいとか、そういう前向きなお話を少し頂きたかったんです

けれども、なかなかそこまで話が進んでいないのかなというふうに思いました。

それでは、台湾の小学校のほうは、毎年のように来たいというふうにおっしゃっていたという話を以前聞いたんですけれども、また、来年度、2年続けて来訪したいというようなお話、これは仮の話で恐縮なんですけれども、そういう話があった場合、町のほうの対応はどうお考えでしょうか。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

教育長、小高憲二君。

○教育長（小高憲二君） 情報化、あるいは国際化への対応は、現在の学校教育の中での中心となる潮流であるというふうに考えております。そういう意味で、今回の台湾との交流がスタートできたというのは大変よかったなというふうにも思うわけでございますが、今後、長南小学校の子供たちの国際化に寄与する内容であるならば、学校の要望を踏まえてサポートしていくことが必要かというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（松野唱平君） 8番、大倉正幸君。

○8番（大倉正幸君） そうすると、向こうからのお話があれば、また受入れはやぶさかではないということでもよろしいかと思えますけれども、私も、せっかくこの交流の芽が芽生えてきたところですから、ぜひこれからも綿密にやっていければなというふうに思っております。

新しい事業には、賛否両論、いろんなお話が出てくるかとは思いますが。全員が賛成してくれるというふうなことは必ずしもないというふうに思いますが、疑問を持っている方々に、なるべく懇切丁寧に説明していただいて、理解をしていただけるようお願いしたいと思います。

また、本年1月14日に、ボランティアを中心に、昨年6月の来訪して下さったときのボランティアさんを中心に今後の対応というか、今後どうするべきかという会議を開きましたよね。私も参加させていただいたんですが、ボランティアの皆さんはすごく前向きな考えで、いろいろ新しいご意見を出してくださいました。そういう意見を大事にさせていただいて、今後よりよい海外交流になればいいなと思っておりますので、いま一度ご尽力いただければというふうに思います。よろしくお願ひします。

では、次の質問に入ります。

これも昨年の12月、私の一般質問で、役場本庁舎の新築計画の件を質問させていただいたわけなんですけど、その中で、配置の計画につきましては、ワーキンググループなるものをつくりまして、そこで検討させてもらうというふうに聞きました。なお、3回会議を開いて、その結果を出していくというふうに聞いておったわけなんですけれども、聞くところによると、ちょうどそのワーキンググループの検討会議が終わったというところでございます。その検討結果について教えていただければと思います。よろしくお願ひします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

企画政策課長補佐、三上達也君。

○企画政策課長補佐（三上達也君） 役場本庁舎の新築計画に係るワーキンググループとしての検討結果についてお答えさせていただきます。

まず、役場本庁舎建設につきましては、一昨年、平成30年度11月29日付で議会サイドから、再度の検討をされるよう意見書を頂戴したところでございます。

その後、長南町役場本庁舎及び複合施設建設に係るワーキンググループ設置要綱に基づき、20名の委員から構成されるワーキンググループを設置し、幅広く町民の意見を聴く中で、課題の整理、検討を進めてまいりました。会議につきましては、昨年の12月議会にて、大倉議員さんの一般質問で答弁したとおり、これまで3回の会議を重ねてまいったところでございます。1回目が12月19日、2回目が1月31日、3回目が2月26日でございます。

検討の結果につきましてですが、この後、ワーキンググループの報告書という形で、まちづくり委員会に対して報告をしました後、まちづくり委員会から町長への答申を予定しておりますので、それを経てからお答えしてまいりたいと思いますので、どうぞご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（松野唱平君） 8番、大倉正幸君。

○8番（大倉正幸君） そうすると、今お話ししていただけないということですね。

それでは、そのワーキンググループからまちづくり委員会への報告、そして町長への答申という流れだということなのですが、いつ頃私たちにその内容を発することができるのか、それを教えていただきたいと思っております。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

企画政策課長補佐、三上達也君。

○企画政策課長補佐（三上達也君） まちづくり委員会以降の大まかなスケジュールでございますが、まちづくり委員会につきましては、次回開催を3月17日、火曜日に予定してございます。この3月の会議にてワーキンググループの報告書を提示させていただくと。

これと並行しまして、町長からまちづくり委員会に本件の諮問を行っている状況でございます。

まちづくり委員会としましては、報告書、それから諮問を受けまして、3月17日に提示、その次の予定ですが、4月14日、火曜日にまちづくり委員会としては開催の予定でございまして、この回で答申を取りまとめっていくというような予定でございます。

これを経まして、答申書と書類の形で町長へ答申していくこととなりますので、この答申を踏まえて、町長の判断をいただいて、そこから公になっていくものというような予定でございまして、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（松野唱平君） 8番、大倉正幸君。

○8番（大倉正幸君） 4月14日の答申を町長に上げると。町長のお考えがまとまってから、私たちに報告があるということよろしいんですか。町長は、4月14日に答申を受けて、いつ頃までにこれを判断するおつもりでしょうか。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君） ワーキンググループ、まちづくり委員会の下部組織として発足させていろいろ検討していただきました。その答申が、まちづくり委員会に3月17日に提出されるということで、まちづくり委員会としては、この内容についての審議をしていただいて、それが4月14日ということでありまして。その後私のところこの答申書が参るということになっております。

私としては、この庁舎建設については、できるだけ早い時期に何らかの形で方向づけをしたいと、そういう思いをしておりますので、できれば5月連休明けに全員協議会をお願いいたしまして、そこで説明させていただきたいと、そんなふうに思っているところであります。

以上です。

○議長（松野唱平君） 8番、大倉正幸君。

○8番（大倉正幸君） 分かりました。では、5月連休明け、全員協議会の開催予定ということですので、それまで楽しみに待っていたと思います。もう少し早く情報を頂けると助かるとは思っているんですけども、これはしようがないと思います。

もう一つ、そのワーキンググループに関してですけども、私ども前回の一般質問におきまして、専門家の方をグループに入れておけば、より深い議論ができるんじゃないでしょうかというような質問をしたかと思うんですが、先ほど、20名のワーキンググループの委員というふうに伺いましたが、その中には、そういう町外の方、部外者の方、専門職の方、そういう方は入れなかったんでしょうか。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

企画政策課長補佐、三上達也君。

○企画政策課長補佐（三上達也君） 本ワーキンググループでございますが、総務課、それから私ども企画政策課、生涯学習課、3課それぞれの所管の委員会の中から若い方を中心に委員の選定をしたところでございます。結果、幅広い職業、年齢層の方々に集まってもらうことはできたと認識はしておりますが、ご質問にありました建築の専門家については、いない状況でございました。

以上でございますが、ご理解のほどお願いできればと存じます。

以上です。

○議長（松野唱平君） 8番、大倉正幸君。

○8番（大倉正幸君） 今、若い方を中心というふうに伺いました。それは私、非常に共感しますね。これからの皆さんの意見を聴いたというふうなことだと思いますので。ただ、専門家を入れなかったということに関しては、ちょっと残念に思います。

また、5月の答申で、また私たちの考えと違ったことが出てこないのかなという危惧はしますけれども、いいプランができてくれればいいなというふうに思いまして、この要旨は終わります。

次の要旨ですが、野見金公園について伺いたいと思います。

野見金公園カフェですけども、ミハラシテラスですか、当初の賃借契約が3年間ということで、この3月に終了というふうに伺っております。

なお、町の情報誌などで、次の、次年度と言うんですかね、次の3年間、利用したい方を募集しますというような記事がありました。シンパカフェさんがミハラシテラスを借りていたわけなんですけれども、まずはその3年間の利用実績、それからその後の今後の在り方について伺いたいと思います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

産業振興課長、岩崎 彰君。

○産業振興課長（岩崎 彰君） それでは、お答えをさせていただきます。

野見金公園休憩所、カフェの29年度4月のオープンから過去3年間の来店者数などの実績はということで、お答えをさせていただきます。

平成29年度では、営業の日数が175日でした。来店者数は3,352人です。平成30年度は、営業日数170日、来店者数は3,945人です。前年度と比較いたしますと593人の増となったところでございます。令和元年度では、令和2年1月末までの数値でございますけれども、営業日数147日、来店者数は2,956人となっております。前年度の1月末までの来店者数と比較いたしますと、前年度が1月末で3,101人でありましたので、これと比較しますと145人減ということになってございます。

以上です。

○議長（松野唱平君） 8番、大倉正幸君。

○8番（大倉正幸君） それでは、カフェの経営者の募集についてはもう締め切ったんでしょう。新しい募集については、何者の希望があったんでしょうか。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

産業振興課長、岩崎 彰君。

○産業振興課長（岩崎 彰君） 公募を行いまして、昨年12月16日から本年1月末までの提出期間で公募の申込みを受付いたしました。2人の事業者から提出いただいたところでございます。

○議長（松野唱平君） 8番、大倉正幸君。

○8番（大倉正幸君） 2名の方から希望があったということです。それに対しての審査の結果というんでしょうか、新しい利用者については決定されましたか。

○議長（松野唱平君） 産業振興課長、岩崎 彰君。

○産業振興課長（岩崎 彰君） 公募の申込書を頂きまして、その後、出店者の選定審査基準に基づきまして、町の職員6名の審査員によりまして、総合力や実施体制、またはサービス内容などに対しまして、公募申込書の内容について点数化いたしまして、最も点数の高い事業者を出店者として選定させていただいております。

今現在、出店者、その結果を受けて出店者の内定の通知を出させていただいております。その結果につきましては、現在出店しております茂原市のシンパカフェの経営者の片岡和子さんとなっております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 8番、大倉正幸君。

○8番（大倉正幸君） つまり、もう3年間、シンパカフェさんに頼むということが内定ということなんですね。シンパカフェさんもその事業に関して、これからまだ続ける意思があったということで、黒字だったのか、赤字だったのか、私には分かりませんが、続けるということで分かりました。

もう一つ野見金公園について、関連で聞きたいことが一つあります。望遠鏡を設置しているわけなんですけれども、そちらの利用状況についてはいかがでしょうか。

○議長（松野唱平君） 産業振興課長、岩崎 彰君。

○産業振興課長（岩崎 彰君） 野見金公園に設置してございます双眼望遠鏡の使用料の実績で答弁をさせていただきたいと思います。

平成30年2月9日に設置をしてお使いいただいております。2年がちょうど過ぎたところで

ございます。この2年間の総額ですけれども、先月2月20日まで集金いたしまして、金額のほうは28万9,600円でございます。

以上です。

○議長（松野唱平君） 8番、大倉正幸君。

○8番（大倉正幸君） 案外入っていましたね。その望遠鏡を設置するに当たりまして、いたずら等の心配はないのかというような意見もあったかと思うんですけれども、その点に関しては今のところどうでしょうか。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

産業振興課長、岩崎 彰君。

○産業振興課長（岩崎 彰君） ミハラシテラスのところに、防犯カメラもついていることもあろうかと思えます。ちょうど双眼鏡のほうに向いて1台、カメラが向いておるということもあって、今までにいたずらとか壊されたとか、そういうことはございません。

以上です。

○議長（松野唱平君） 8番、大倉正幸君。

○8番（大倉正幸君） 分かりました。

野見金公園に関しては、今回、さくらまつりが中止になってしまったというふうには聞いているんですけれども、大変残念だと思いますが、今年の元日、初日の出を家族で見に行ったところ、野見金会という有志団体に猪汁を振る舞っていただきまして、私もごちそうになりました。野見金公園を中心にそういういろいろな方の、いろいろなイベントがこれからも続けばいいなというふうに思ひまして、この質問は終わります。

最後の要旨ですが、長南町にはいろいろな社会福祉施設があると思ひますが、今回は子育て交流館、それから房総信用組合の裏の老人いこいの家について質問させていただきます。

取りあえずこの2つの施設につきまして、最近の利用状況と、また、今後の在り方について伺いたしたいと思います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

福祉課長、仁茂田宏子君。

○福祉課長（仁茂田宏子君） それでは、子育て交流館と老人いこいの家につきまして、お話しさせていただきます。

初めに、子育て交流館につきましては、民間研修所として平成2年8月に建設されまして、平成27年7月に町に無償譲渡していただいたところでございます。

この場所は、母と乳幼児が周りを気にせずに広い場所での自由な活動ができる子育て支援の拠点といたしまして活用されております。開館当初の平成28年度の利用者は約4,580人おりましたが、平成30年度の利用者は、約3,040人と減少傾向にあります。

次に、老人いこいの家につきましては、昭和38年度に町の議場として建設されたもので、平成5年度に老人の心身の健康保持と教養を図るための場としてリニューアルされた施設でございます。現在は主に、舞踊などのサークル活動や地区の集会施設といたしまして、年間60回程度利用されております。

このような状況でございますので、利用者の利便性や維持管理の状況などを考慮いたしまして、現在検討さ

れております複合施設において対応することが可能であるかどうかを視野に入れながら調査検討をしてみたいと考えております。お願いします。

○議長（松野唱平君） 8番、大倉正幸君。

○8番（大倉正幸君） 2つの建物について一遍に聞いてしまったわけなんですけれども、まずはいこいの家に関してですけれども、これに関しては、先日頂きました来年度の一般会計の予算案の中にも管理報償とか浄化槽維持管理とかで15万円、ほかにも水道料金とか電気料金とかがかかってくるかと思うんですけれども、額としてはそれほどではないんですけれども、あそこを使っている方が、先ほどは年間60回という答弁がございましたけれども、果たしてそんなに使っているのかなというふうな思いがしているんです。確かに、地元のご婦人の方のこやすことか、それから、私たちが地元の盆踊り大会の会議とか、そういうことで使わせていただいておりますけれども、いかんせん老朽化が激しいなというのが率直に見たときの思いです。もういこいの家は要らないんじゃないのかなと私は思うんですけれども、また、近くに商工会館を新築しました。あそこに25名程度、25から30名程度入れる会議室があります。商工会のほうでは、いつでも賃貸しますよということなんです。そういうところを有効利用していただければなというふうに思います。

子育て交流館につきましては、年々というか、今、2年間のお話を聞いたわけなんですけれども、先日の子ども・子育て会議に私は出席させていただきました。元年度につきましては、前年が3,040人ということだったんですが、2,500名程度という見込みであるということで、さらにまた500名程度減る見込みだというふうに聞いております。

これはなぜこんな年間500名ずつくらい減ってしまうのかなというふうに思うんですけれども、その辺、どういう理由が考えられるのか、また今後どのように取り扱っていきたいのか、その辺のところをお聞きします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

福祉課長、仁茂田宏子君。

○福祉課長（仁茂田宏子君） まず、減少の理由ということですが、開館当初から見ますと、30年度の利用者数としては1,500名程度減少しているところです。この理由といたしまして、私のほうで考えるには、保育所の利用者数が現在増えてきております。それも、3歳未満児の子供たちを預けて保護者が働きに行くというような状況が増えております。

また、昨年10月に保育の無償化が制度化されまして、それに伴いまして、また保育所の利用者も増えてきているような状況です。保護者の働き方が最近は変わってきているというところで、交流館の利用する子供たちが減ってきていると私どもでは見ております。

そのように、交流館の利用者が減少してきておりますが、この交流館は、町に譲渡されるに至りましては、費用も結構かけてきました。そして、交流館の状況も、広い部屋が2部屋もありますので、使い勝手としてはとてもいいわけですので、子育てをする保護者の利用が減ってきたとしても、あの場所は何らかの形で利用していきたいと考えております。

その利用方法といたしましては、高齢者など地域の方に利用していただければよろしいのではないかと、今考えております。そこで高齢者が交流の場として利用していただければ、当然健康増進や介護予防などにもつながると考えております。また、子供たちとその保護者、また、地域の方々が交流することは、互いに相乗効

果も生まれてくると考えておりますので、活動の範囲を広げていきたいと、令和2年度からは思っております。よろしく願いいたします。

○議長（松野唱平君） 8番、大倉正幸君。

○8番（大倉正幸君） 利用者が減少することに対して、今度は高齢者も呼び込もうということを考えているということで、大変いいことではないかなというふうに思います。

もう一点、子育て交流館についてですけれども、そもそもが、あそこは親と小さい子供たちが遊ぶ場ということですね。そういうところを避難所として考えることはできないのかなというふうに思うんです。ふだん、行き慣れた場所で避難の場として利用できるということはいいことじゃないのかなというふうに思うんですけれども、ただ、あそこは裏に水路がありまして、大水が出たときは少し心配かもしれませんが、地震のときとか、大雨以外の避難が必要なとき、あの場所を避難所として利用することはいかがなものかというふうに思うんですが、町の考えを伺います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

総務課長、土橋博美君。

○総務課長（土橋博美君） 子育て交流館を避難所として活用するということですが、先ほど仁茂田課長からもありましたように、地域活用の話も出ておりましたけれども、避難所につきましては地域防災計画のほうで、避難所は6か所、福祉避難所が1か所となっています。実際、災害によってという話をされていましたが、規模等によるかもしれませんが、職員の数に限りがありますので、避難所が多くなることで十分な対応が非常に難しくなってくると考えますので、現時点での避難所としての考えはございませんので、ご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（松野唱平君） 8番、大倉正幸君。

○8番（大倉正幸君） 分かりましたが、ここに限らず乳幼児に対応できる避難所というのは、私は必要だと思うんです。ちょっと今話がずれちゃいますけれども、どこかしらにそういう弱者をうまく避難できるような避難所については、今後考えていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（松野唱平君） これで8番、大倉正幸君の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩といたします。再開につきましては11時15分を予定しております。

(午前11時01分)

○議長（松野唱平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時15分)

◇ 丸 島 な か 君

○議長（松野唱平君） 次に、11番、丸島なか君。

〔11番 丸島なか君質問席〕

○11番（丸島なか君） 皆様、改めましてこんにちは。11番議席の丸島でございます。

令和の時代に入り初めての新年を迎えまして、新しい年が災害のない穏やかな年になるようにと願っていた矢先に、新型肺炎コロナウイルスという感染症が流行し始めて、大変な事態にまで拡大して、学校も休校という状況でございます。今年はオリンピックも開催予定ですので、一日も早い終息を願っております。この一、二週間が大事だと思います。冷静に賢明な行動を共々にしていきたいと、このように思っているところでございます。

それでは、議長のお許しを頂きましたので、通告順に質問をさせていただきます。

まず、1点目の少子化対策事業の推進についてお伺いをいたします。

我が国はいよいよ本格的な少子高齢化、人口減少社会に入りまして、厚生労働省は今年の出生数は90万人を大きく下回り、86万4,000人で過去最少とも言われており、当初の見込みより2年も早く90万人を割り込み、少子化が深刻さを増していると言われております。長南町としても、平成22年に過疎地域の指定を受け久しいわけでございますが、しっかりと手を打つことが大事だと思います。

そこで、我が町が行っている若者定住促進事業ですが、大変すばらしく、全ての条件を満たせば最高200万円の支援を受けることができるということで、多くの若者定住につながっていると感じております。平成26年度から開始されました若者定住促進事業を実際に町に申請して支援を受けた世帯は何件くらいあるのか、実績をまずお伺いしたいと思います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

企画政策課長補佐、三上達也君。

○企画政策課長補佐（三上達也君） ただいまのご質問につきましてお答えをさせていただきたいと思っております。

現在、町では若者定住促進施策として、若者定住促進条例に基づきまして、町内に住居を建設した45歳以下の夫婦に対して、住宅取得奨励金という形で給付を行っております。これは、結婚してからの年数は問わない形とはなっておりますが、結婚生活において住宅取得の支援をすることによって、その後の生活設計に役立つものと考えております。

ご質問の実績でございますが、平成26年度から直近までご報告をさせていただきます。まず、平成26年度が11件、平成27年度12件、平成28年度11件、平成29年度12件、平成30年度12件、平成31年度、令和元年度でもありますが、途中までのところで8件という実績でございます。よろしく願いいたします。

○議長（松野唱平君） 11番、丸島なか君。

○11番（丸島なか君） このように恩恵のある方もあれば、また一方で町の条例で決定しておりますこの年齢条件が45歳ということで、この45歳を過ぎてしまったので該当しない等の話も聞いております。もう5歳ほど年齢制限を延長することは、町として考えていただけないのか、その辺をお伺いいたします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

企画政策課長補佐、三上達也君。

○企画政策課長補佐（三上達也君） この事業ですが、題目のとおり若者の定住に資する、こういったことを目的として実施しております。また、給付を受けたご夫婦が町に定着し、お子さんをもうけ、この町の環境の中で子育てをしていただくという狙いもございます。そのため一定の年齢条件を付しております。

ので、ご理解をいただければと存じます。

以上です。

○議長（松野唱平君） 11番、丸島なか君。

○11番（丸島なか君） 町の方針はよく理解しているとは思いますが、最近の傾向としては、結婚年齢が非常に晩婚化しているということでございます。せっかく町内に家を立てて住むということでございますので、そこを何とか、5歳というのは物すごく貴重だと思います。5歳の延長をお願いできなければ、実際に1歳でも2歳でも延長の考えをしていただければありがたいというふうに、例えば47歳とか、48歳とか50歳までじゃなくても、1歳でも2歳でもという、そういうお考えはないのか、その辺よろしく願いいたします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

企画政策課長補佐、三上達也君。

○企画政策課長補佐（三上達也君） 5歳の延長ということでございますが、若い年齢の夫婦あるいは子供さんの定着ということでは、先ほど申し上げましたように一定の効果を上げているものと認識をしておるところでございます。またその一方で、給付額としても手厚いこともありまして、町の負担分が大きいことも反面事実でございます。

こうして、給付というのは際限なくできるものではないと考えておりますので、一定の線引きをさせていただき、これが必須であるかと考えますので、何とぞご理解のほどお願い申し上げます。

以上です。

○議長（松野唱平君） 11番、丸島なか君。

○11番（丸島なか君） 実際問題、45歳を1つかないし2つぐらい過ぎておうちを建てられて、今子育てをされているという方も実際にいらっしゃいましたので、ちょっとこの質問をさせていただきました。

そういうわけで、なかなか難しいようではございますが、町にはいろいろなよい計画とか施策があつて、町民の皆さんに喜んでいただいておりますが、その一方で、町での施策を知らなかったとか、よく分からないとか、私も方々歩いておりますとそういうお話もお聞きしますので、いま少しその周知が不足しているのではと感じておるわけでございます。このことだけでなくいろんな面なんですけれども、その辺で周知徹底ということはすごく大事なことだと思いますので、周知方法についてお聞きいたします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

企画政策課長補佐、三上達也君。

○企画政策課長補佐（三上達也君） 周知の方法ということでございますが、現在、この事業に関しましては、町の広報紙、それから町ホームページ、それから窓口はこの事業のチラシを置く等々の方法で周知をしているような状況でございます。このほかにも有用な策がございましたら、都度講じていきたいと考えておりますので、ご理解のほどお願いいたします。

以上です。

○議長（松野唱平君） 11番、丸島なか君。

○11番（丸島なか君） それでは、その周知を徹底していただいて、次の質問に入っていきたいと思っております。

次の、結婚新生活支援事業の推進についてお伺いいたします。

厚生労働省によると、50歳までに一度も結婚したことのない生涯未婚率が増加傾向にある。その要因に、結婚したくても経済的な理由で踏み出せない若者が多いことが挙げられております。国立社会保障・人口問題研究所第15回出生動向基本調査では、結婚に踏み切れない主な要因は、結婚資金との回答が最も多く、男性は43.3%、女性は41.9%、結婚のための住居との回答が、男性は21%、女性は15%、経済的な理由で結婚をためらう若者が増えれば出生率の低下につながり、少子化が進むおそれもあります。

国は、結婚に伴う経済的負担を軽減するために、住宅費や引っ越し費用などを補助する結婚新生活支援事業を2016年にスタートいたしました。世帯年収は約530万円未満で、夫婦共に34歳以下の新婚世帯を対象に、1世帯当たり最大30万円を補助しております。国が必要な経費の2分の1を補助して、残りの2分の1を自治体が負担する仕組みでございます。この事業を活用して新婚世帯の支援をする自治体が増えております。

そこで、本町としても、新婚世帯の方が新婚生活を始めるための費用等を支援する地域少子化対策重点推進交付金結婚新生活支援事業をぜひ導入することを提案いたしますが、町の考えをお伺いいたします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

企画政策課長補佐、三上達也君。

○企画政策課長補佐（三上達也君） ご質問の結婚新生活支援事業でございますけれども、この事業は、支給対象は先ほどご案内にありましたように、住宅の購入から賃貸物件の借入れ等々、支給対象は多岐にわたるものの、給付額としては限度額30万円と低い点、それから、この結婚新生活支援事業、それと先ほど申し上げました若者定住の促進施策としての住宅取得奨励金、いずれも国の資金を財源としております。

こうした中、町の負担分もありますことから、より給付として手厚い住宅取得奨励金にて対応させていただきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（松野唱平君） 11番、丸島なか君。

○11番（丸島なか君） 隣の長柄町では平成27年8月に、長柄町の町づくりに関するアンケート調査で、独身の皆さんに結婚に関する意向を聞いたところ、いずれ結婚したいとの回答の割合が7割強、また、町に取り組んでほしい結婚支援策としては、安定した雇用の確保が6割弱で最も多く、次は結婚祝い金などの経済的支援が4割となっていて、結婚を奨励する施策が求められておりますと、このようなお話をお聞きいたしました。長南町では、このような若者のアンケート調査をしたことがありますか。お伺いいたします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

企画政策課長補佐、三上達也君。

○企画政策課長補佐（三上達也君） アンケート調査ということでございますが、令和元年度、今年度に第5次総合計画、これは令和3年度からのものになりますけれども、この総合計画の策定に当たりまして、18歳以上の男女1,200名について無作為抽出でアンケートを行ったところでございますが、条件として独身という設定はしておりませんので、ご理解のほどいただければと存じます。

以上です。

○議長（松野唱平君） 11番、丸島なか君。

○11番（丸島なか君） 長南町はそういうのはやっていないということで、理解をさせていただきます。

また、結婚新生活支援事業を実施している自治体は、千葉県としてこの31年度、元年ですけれども11市町村あるそうです。近隣では、いすみ市、山武市、長生村、白子町、横芝光町。これは大体、外房といえますか11区といえますか、その地域を今お話しさせていただきましたけれども、所得制限が530万、また年齢制限が34歳ということでありますので、本町の結婚、婚姻状況、またこの年齢状況というのが結婚された方たちの年齢等が分かったらお聞かせいただきたいと思います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

税務住民課長、鈴木隆生君。

○税務住民課長（鈴木隆生君） 先ほどの結婚新生活事業の年齢制限、所得制限、これがあるということは国の少子化対策の中にも載っておりますけれども、個々のデータがなければ回答することが不可能でございます。個々の婚姻届用紙は既に法務局へ提出済みでありまして、先ほどの所得制限、これにつきましても結婚する前に他市町村に住んでいた方につきましては、所得状況を確認することができませんので、この事業の対象者につきましては、何名いるかということは把握することは困難だと思います。

以上です。

○議長（松野唱平君） 11番、丸島なか君。

○11番（丸島なか君） 私は結婚したカップルの数をお聞きしたい。年齢が分かればということでお聞きしましたが、所得制限はあるわけですけれども。

○議長（松野唱平君） 税務住民課長、鈴木隆生君。

○税務住民課長（鈴木隆生君） 先ほど言った婚姻届の関係につきましては、全て法務局のほうにデータが行ってしまっていますので、何歳の方が婚姻したかということもちょっと分かりません。

以上です。

○議長（松野唱平君） 11番、丸島なか君。

○11番（丸島なか君） カップル数も分からないということですので、これはもうどうしようもありませんので次に行きたいと思います。

若者定住促進事業の年齢の延長も、また結婚新生活支援事業、どちらもよい答弁は頂けませんでしたけれども、町独自の経済的支援はどう考えておりますでしょうか。隣町のアンケートにもありましたが、結婚祝い金等の経済的支援があればお答えいただきたいと思います。例えば出産祝い金のように、赤ちゃんが生まれたら、第3子になれば30万円だという、そういうことで長南町は決められておりますけれども、そういう一切の制限なく、結婚したらお祝い金を頂けるといような、そういうものは考えているのか、考えていないのか、その辺もしあれでしたらお答えいただければありがたいと思います。一切の条件を抜いて、結婚しました、そういうカップルに僅かでもお祝い金をあげるとかという、そういうのがあったら、これからそういうのをやっていただけるようであればよろしくをお願いします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

福祉課長、仁茂田宏子君。

○福祉課長（仁茂田宏子君） 結婚祝い金を贈ることができるのでしょうかというようなことですが、結婚祝い金を贈ることで若者定住の促進を図ることができるのかどうか、また財源の確保ができるのかどうか、こ

の辺の調査検討をしてからということで、まずは調査していきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（松野唱平君） 11番、丸島なか君。

○11番（丸島なか君） そのお祝い金をあげるとなれば、やはり財源が必要でございますので、その辺をよく検討していただいて、いい方向に行ければと思いますので、よろしくお願いいたします。

結婚にまつわる不安が少しでも軽くなったらうれしいですしありがたいです。若い人たちが町外に出ていくのが当たり前のような感じになっておりますけれども、何とかして食い止められるような施策を考えていただきたいことをお願いして、この質問を終わります。

次に、幼児教育・保育の無償化について伺います。

人生100年時代を見据え、人づくりこそが時代を切り開く原動力として、政府が掲げた人づくり革命の柱となる内容が教育の無償化であります。平成元年10月より幼児教育・保育の無償化が始まりました。幼児教育・保育の無償化は、子供たちに対し生涯にわたる人間形成の基礎を培う幼児教育の機会を保障することにより、全ての子供の健やかな成長と、その保護者の経済的負担を軽減することを目的に実施しております。

町内には長南保育所と長生学園幼稚園がございます。長南保育所では、昨年10月から無償化と同時に給食費も無償化されましたが、長生学園幼稚園のほうは、給食費を保護者が負担している状況だということでございます。保育所と同じように無償化にならないでしょうかとの声もお伺いしておりますが、町のお考えをお伺いいたします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

福祉課長、仁茂田宏子君。

○福祉課長（仁茂田宏子君） 幼児教育・保育の無償化は令和元年10月から施行されておまして、保育所や幼稚園などを利用する3歳から5歳の全ての子供の利用料が無償化となりました。また、ゼロ歳から2歳児につきましては、住民税非課税世帯の子供の利用料が無償の対象となっているところでございます。

副食費につきましては、年収360万円未満相当の世帯、また第3子以降の子供についても免除されているところでございます。

町といたしましては、この国の制度に併せまして、保育所を利用する子供の副食費と主食代を無料としたところでございます。令和2年度からは、私立幼稚園などを利用する子供の世帯にも、国が定める公定価格に当たる副食費相当額を無料とする町独自の子育て支援策を、新年度の一般会計予算に計上しております。この定例議会に上程させていただいてありますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（松野唱平君） 11番、丸島なか君。

○11番（丸島なか君） ありがとうございます。承知いたしました。来年度から町の保育所と同じようになるということで、大変うれしく思います。ありがとうございます。

昨年10月からスタートいたしました幼児教育・保育の無償化について、全国の公明党議員が現場に足を運び、効果や課題を利用者と事業者から聞き取る調査活動を実施いたしました。アンケートにご協力いただいた全国2万7,424名の皆様、ご協力ありがとうございました。町内の事業者、町保育所、長生学園幼稚園、また多くの利用者からのご協力もいただきました。その結果として、利用者の約9割がこの無償化を評価しております。また、今後取り組んでほしい政策として、保育の質の向上、ゼロ歳から2歳児の無償化の拡大、待機児童対策、

給食費の軽減等でもございました。また、事業者にも、保育の質の向上のために必要とされることを尋ねましたら、処遇改善、スキルアップ、配置改善となり、任用と処遇改善が強く求められていることが分かりました。

待機児童対策ですが、町内のあるご家庭のお子さんですけれども、上のお子さんは年中さんで長南保育所に通っておりますけれども、下のお子さんは町外の認定こども園に行っている、こういうご家庭もございまして、保育の質の向上が今後の課題でございます。長南保育所、長生学園幼稚園、先生方が身も心も休まる暇もないような忙しさの中で、献身的に園児の面倒を見ていただいているその姿を拝見すると、本当に頭が下がります。処遇改善とともに保育士が保育に集中できる環境を整えることが大事かと思っております。保育所において、ICT、情報通信技術やAI、人工知能などを使って保育士の負担を軽減する動きが始まっております。保育の質を高め、子供の健やかな成長につながると思っております。

例えば、電子化で事務負担を軽減したり、センサーを活用して園児の昼寝中の体勢をモニタリングしたり、体温の変化を記録・取得した情報を分析し、体調の異変を早期に検知するシステムを取り入れ、効果を検証しているところもございまして。全国の中では、広島県府中町、また埼玉県、茨城県の取手市は来年3月までに全市、市立の保育所に導入する予定とのことでございます。保育所において保育士の負担を軽減するICT、情報通信技術やAI、人工知能などを導入する考えはあるのかどうか、町の見解をお伺いしたいと思っております。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

福祉課長、仁茂田宏子君。

○福祉課長（仁茂田宏子君） 丸島議員さんのおっしゃるようにICT化を導入することは、保育士の業務負担を軽減できると思っております。しかし、現在は保育士の配置基準を下回る園児数でございますので、状況を把握する中で、必要性が生じたときには検討してまいるところでございます。よろしく申し上げます。

○議長（松野唱平君） 11番、丸島なか君。

○11番（丸島なか君） そんなに子供さんが多くないということですね。

長南町は手厚いということをお聞きしましたので、茨城県の取手市では、ICTシステムはタブレット端末に対応して保育所や幼稚園などの運営に役立つ機能を備えており、保育士の煩雑な業務を効率化して労働環境の改善につなげ、子供たちと向き合う時間と心のゆとりを持ってもらうために導入に踏み切ったということをおっしゃっておりました。

町内においても、若いお母さんたちも本当に子供さんが小さいうちから働く人が多くなっておりまして、特に昔は年中、年長、年少さんとかと言っておりましたけれども、今はゼロ歳児、1歳児のお子さんが非常に増えているということもございますので、今後、町の対応をよろしく願いまして、この質問を終わらせていただきます。

次に、大きい2点目として、ひきこもり対策推進事業についてお伺いをさせていただきます。

内閣府が、自宅に半年以上閉じ籠もっているひきこもりの40歳から64歳の方が、全国で推計61万3,000人いるとの調査結果が発表されました。7割以上が男性で、ひきこもりの期間は7年以上が半数とのこと。15歳から39歳の推計54万1,000人を上回り、全国規模の調査が19年3月公表され、社会に大きな衝撃を受けました。ひきこもりの高齢化や長期化により、高齢の親とともに社会的に孤立するケースも少なくありません。

さらに、中高年のひきこもり世帯の親は団塊の世代が多くを占めております。中高年のひきこもりは、個々

人やその家族だけでなく、社会全体で受け取るべき大変重要な課題だと思います。

町では、このひきこもりという人数の把握等をされているのかお伺いいたします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

福祉課長、仁茂田宏子君。

○福祉課長（仁茂田宏子君） ひきこもりの人数を把握していますかということですが、全町的な把握はしていませんが、相談などがありました方については把握しております。お願いします。

○議長（松野唱平君） 11番、丸島なか君。

○11番（丸島なか君） 人数の把握はされていないということですが、ひきこもりのきっかけは、仕事や人間関係のつまずきなど様々だと思いますが、引き籠もった状態が長期化すると社会から孤立し自分で抜け出すことは大変難しいということで、ひきこもりは社会的事件に発展してしまうケースもあるということで、現に昨年、川崎市の無差別児童殺傷事件、また、元農水事務次官が長男を殺害した事件等も、どちらもこれはひきこもり傾向にあったようで、いわゆる8050問題と言われております。他人事と思わないで、社会全体で支援をしていく必要があるかと思えます。

そこで、民生委員さん等に協力をしていただき、まずは現状の把握をすることについて。また、ひきこもりの方や家族等から相談があった場合はどのような支援、対応をしているのかお伺いをいたします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

福祉課長、仁茂田宏子君。

○福祉課長（仁茂田宏子君） 内閣府の調査結果では、39歳までのひきこもりのきっかけが不登校や職場になじめなかったが多いところです。40歳以上では、退職したことや人間関係がうまくいかなかった。また、病気、職場になじめなかったとあります。53.2%の方が相談したいと思わないということがございます。

ひきこもりといっても、自室や家からほとんど出ない状態の人は少ないようです。自分の買物に出たり、家族以外の他者と関わらない外出をしていたりと、様々な状態があるようです。

町では、相談を受ける場合としては、ひきこもりの状態にある方がいる家庭では、家族に複合的な課題が多くあります。そのようなことから、別の問題が入り口となって支援が始まるケースがあります。地域の身近な相談者であります民生委員の方が情報を把握したときや、家族から相談があったときには、専門性が高い地域若者サポートステーション、いわゆるサポステですが、サポステが茂原市役所内にありまして、就労支援や進学問題、非行傾向にある若者のサポートなど、行政とネットワークを構築しまして支援活動を行っております。

このようなことから、引き続き保健所やひきこもり地域支援センターなどとも連携いたしまして、支援に努めてまいります。お願いします。

○議長（松野唱平君） 11番、丸島なか君。

○11番（丸島なか君） ありがとうございます。

実際にこの町役場のほうに何件ぐらいこの相談とかがあったのか、件数がどれぐらいありましたでしょうか。教えていただきたい。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

福祉課長、仁茂田宏子君。

○福祉課長（仁茂田宏子君） 相談件数ですが、最近の2年間で申し上げさせていただきたいと思います。最近2年間では、相談件数は6件程度ございまして、このうち支援を引き続き行っている家庭もございまして。

○議長（松野唱平君） 11番、丸島なか君。

○11番（丸島なか君） ありがとうございます。相談に来る人たちはいいほうだと思いますので、なかなか相談に出られない方のほうが重症じゃないのかなというふうに感じております。

それでは、不登校対策についてお伺いをいたします。

不登校の児童・生徒は、何らかの心理的、身体的あるいは社会的要因により登校しない、あるいはしたくてもできない状態にあるために、年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的理由を除いた児童のことと聞いております。長南町の最近の不登校児童は、小学生、また中学生も何名かおられるということをお聞きしておりますが、これは他市町村と比較して多いか少ないのか分かりませんが、要因はいろいろと考えられると思いますが、人間形成の一番大事な時期を自分の殻に閉じ籠もってしまうことは大きな問題であると思います。これは、本人はもちろん、家族、友人、教師、地域においてもつらく苦しいものではないのかなと思っております。

小・中学校の時期に不登校になってしまうと、大きくなってからまたひきこもりになる可能性は少なくないと思いますけれども、小・中学校の不登校の児童・生徒に対する対応をお聞かせいただければと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

学校教育課主幹、大塚 猛君。

○学校教育課主幹（大塚 猛君） それでは、小・中学校の不登校についてということで回答させていただきます。

学校におきまして、不登校は喫緊の課題となっております。不登校に関しましては、小・中学校とも少数おります。

不登校対策としては、発生をさせない、迅速な早期対応、継続的な支援を基本に、全職員で子供の状況を把握することを徹底しています。長期にわたり欠席をしている児童・生徒に対しては、定期的な家庭訪問は無論のこと、関係機関との連携による相談活動、保護者へのサポートなど、学校一丸となってその解消に向けての取組をしているところでございます。よろしくお願いたします。

○議長（松野唱平君） 11番、丸島なか君。

○11番（丸島なか君） 先生方も大変ご苦労されている様子が伝わってまいりました。

実際にこのひきこもりの人に会うということは、なかなか難しいでしょうし、これは学校現場でなく大人側のほうのひきこもりの方たちなんですけれども、まして話をしたりすることはもっと難しいかもしれません。また、どこかに糸口がないかと考えたときに、町で行っております健康診断、春先に町は健康診断を行っておりますけれども、この健康診断も多分このひきこもりの方は受診をしていないだろうなというふうに思いますので、その際に受診勧奨で接点を持てたら少しは解決の糸口があるのかなというふうにも感じますが、この点はいかがでしょうか。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

健康保険課長、河野 勉君。

○健康保険課長（河野 勉君） ただいまの関係で答弁のほうをさせていただきます。

町の成年の健康診査に関しましては、18歳から39歳までの希望する方が該当となっています。また、40歳以上の国民健康保険へ加入している方も健診対象となっており、受診勧奨につきましては、40歳以上の方に対しては、今年度、A Iを活用しました勧奨を実施しておりまして、受診率の向上も見られたところです。

しかしながら、成年の健診につきましては、通常お勤めされている方は、会社での健診を受診することや、年齢が若いということで、比較的健康状態に問題のない方が多いことから、成年の健診での受診勧奨等は行っておりませんので、ご理解のほうをお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（松野唱平君） 11番、丸島なか君。

○11番（丸島なか君） 最新のA Iを実施しているということですのでいなと思いましたが、中高年のひきこもりは現代社会が生み出した新しい社会問題ですと、だからこそそうした方々をどう包摂していくか、政治の世界だけでなく社会全体で考えていく必要があると識者の方がお話をされていました。

学校教育から始まって社会に出て、福祉、健康面、また就労支援等連携をして支援に努めていただきたいことをお願いして質問を終わらせていただきます。大変ありがとうございました。

○議長（松野唱平君） これで11番、丸島なか君の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩といたします。再開につきましては午後1時を予定しております。

(午前11時56分)

○議長（松野唱平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時00分)

◇ 和田和夫君

○議長（松野唱平君） 次に、12番、和田和夫君。

[12番 和田和夫君質問席]

○12番（和田和夫君） 日本共産党の和田和夫です。議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

最初に町営住宅についてです。

1番目は、町営住宅の連帯保証人の制度についてです。

長南町町営住宅管理条例では、第10条の入居の手続について、町営住宅の入居決定者は、決定のあった日から10日以内に町内に居住し、独立の生計を営み、入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、町長が適当と認める保証人の連署する証書を提出することになっています。

全国で「連帯保証人」が確保できずに、住宅困難でありながら公営住宅に入れない人が多く出ていることから、国土交通省は2018年3月に「公営住宅への入居に際しての取扱い」という通知を出しました。この通知では、「住宅に困窮する低所得者への住宅供給という公営住宅の目的を踏まえると、連帯保証人の確保ができな

いために入居できないといった事態が生じないようにしていくことが必要であり、保証人の確保を公営住宅への入居に際しての前提とすることから転換すべきであると考えます。このため、標準条例（案）を改正し、保証人に関する規定を削除することとしましたので、各事業主体においては、住宅困窮者への公営住宅入居に対して支障が生じることのないよう、地域の実情などを総合的に勘案して適切な対応をお願いします」と書かれています。

朝日新聞の1月20日付によりますと、国土交通省の2018年の調査では、公営住宅のある1,674自治体のうち、366自治体からは、希望者が保証人を確保できずに入居を拒まれたり諦めたりした事例があったと回答がありました。朝日新聞は、保証人の取扱いについて47都道府県と政令市に聞いたところ、千葉、福島、埼玉、東京、神奈川、愛知、岡山、福岡の8都県が保証人の規定を廃止するように昨年中に条例を改正し、廃止し、また、北海道、京都、兵庫、島根、広島は議会に廃止の条例案を提出する方向で検討中と回答しました。20政令市では13市が廃止条例を制定済みとありました。

町営住宅の保証人の規定を廃止して、誰もが入りやすい住宅を目指す自治体が増えています。国の通達のとおり「連帯保証人」制度の規定を残すかどうかの判断は町に委ねられています。総務省の通知を生かし、低所得者や身寄りのない高齢者などへの対応を強化して、保証人が必要のない条例の制定が必要ではないでしょうか。なくすようにしたらどうですか。お答えをお願いいたします。

○議長（松野唱平君） たいまの質問に対して答弁を求めます。

建設環境課長、唐鎌伸康君。

○建設環境課長（唐鎌伸康君） それでは、町営住宅の連帯保証人制度についてお答えしたいと思います。

初めに、本町の町営住宅に係る入居希望状況についてご説明をさせていただきます。

昨年は、電話による問合せが数件ございまして、近年、同様な状況が続いているところでございます。この件につきまして、連帯保証人の有無によって入居を諦めた方は発生していない状況でございます。また、その問い合わせの結果といたしまして、現在の町営住宅の状況を説明いたしますと、入居を辞退する結果となっているところでございます。

ご質問の連帯保証人制度に係る条例の改正につきましては、社会状況の変化から理解はしておりますが、家賃の滞納問題や現在の町営住宅の状況からも、本町の場合、町営住宅の入居に際し適当と認められる保証人を求めることを原則と考えております。

また、『長南町町営住宅管理条例』におきまして、第10条第3項の規定においては、特別の事情がある者は保証人の連署を必要としないことができとなっております。身寄りのない等の特別な事情においては、この条項が適用できるものと考えておりますので、どうぞご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（松野唱平君） 12番、和田和夫君。

○12番（和田和夫君） 全国的にこの連帯保証人を廃止することによって、入居を狭めることがないようにしているので、特別の事情に限定するのではなく、やはり国のとおりに条例を廃止するように求めます。

次に、2つ目の町営住宅の建設をということで質問をいたします。

長南町は働く場所、住む場所が少なく、子供の出生率が減ってきています。今、どこでも少子化対策が言わ

れていますが、対応に苦慮しています。若者向け住宅を造り、子育てを応援し、人口を増やしたらどうでしょうか。住宅の建設は民間任せになり、自治体はこの部分から手を引いているのが実情です。だからこそ必要なのではないでしょうか。

十何年か前に議会として視察をした長野県の下條村は、若者の定住促進住宅を建設して、若者が住み、子供たちも生まれ、そして近くに家を建てて住み始めていました。隣の飯田市への通勤圏内にあり、家賃は飯田市と比べて1万から1万5,000円安く設定されておりました。

そこで、どこでもやろうとしない若者向け住宅を建設して、若者を呼び込むようにしたらどうでしょうか。お答えください。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

建設環境課長、唐鎌伸康君。

○建設環境課長（唐鎌伸康君） ただいまの若者向けの町営住宅の建設について、このご質問にお答えしたいと思います。

ご質問の若者向けの町営住宅の建設ですけれども、生活環境の整備といたしまして、人口の増加における直接的で有効的な手段だと考えられます。

しかし、居住する環境には、働く場所や生活する環境が整っていることが必須の条件だとも考えております。そこで、本町を見た場合、まだその条件が満たされていないことから、現状、企業誘致や若者の流出抑制につながる定住促進事業などを推進しておりまして、居住する環境づくりを現在行っているところでございます。

ご質問の人口増に向けた若者向けの町営住宅の建設につきましては、今後の公共施設の維持管理、財政面などからも今後の課題として捉えまして、現在のところは町営住宅の課題をまず優先させていただきたいということで、ご理解をいただければと思います。

以上です。

○議長（松野唱平君） 12番、和田和夫君。

○12番（和田和夫君） やはり、今、若者は仕事をする場所と生活する場所、特に安い公営住宅があればこそ、人口を呼び寄せることができるのではないかと、私はそう思います。

そこで、若者向けの住宅について町はどのように考えているのか。今後の総合計画などに、どのような位置づけをしようと考えているのかお答えください。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

企画政策課長補佐、三上達也君。

○企画政策課長補佐（三上達也君） 先ほどのご質問につきましてご回答させていただきます。

午前中の丸島議員さんへの答弁とも重複いたしますけれども、町では若者定住促進施策として、若者定住促進条例に基づく住宅取得奨励金という形の給付を行っております。これは、本町出身の方々が町外へ転出してしまふことを抑制する点、それから、町外の方が長南町へ転入し、本町に定着していただくことを目的とし、この数年間において、一定の効果が上がっておりまして認識をしておるところでございます。

一方で、若者向け住宅建設を町が事業者となって実施することになりますと、候補地を探すところから始まり、その用地の取得までの期間、建物の建設に至るまでのコスト、建設後の維持管理等、様々な懸案が生じて

くるものと思慮するところです。また、昨年、不動産業界関係者の方にも、民間アパートに関する進出の動向について伺ったところ、採算に見合わないというご意見を頂戴しております。行政がその若者向けの住宅の事業を行うには、民間よりも廉価にサービスを提供しなければならず、長期の収支計画ではより一層のリスクを抱えなければならないものと考えられます。

このような現状に鑑みますと、第5次総合計画を策定する中で、慎重に検討を重ねなければならないものと思慮しておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（松野唱平君） 12番、和田和夫君。

○12番（和田和夫君） 先ほども述べましたように、若者をやはり定住させていくことが、町の人口増加にもなります。そこで、やはり若者向けの住宅を検討することをお願いして、この質問を終わります。

次に、災害防災について、スマートフォンを活用した災害防災アプリの導入について伺います。

情報アプリは、情報伝達が多様化する中で、全ての住民に場所を問わずに、いち早く確実に音声情報を受けられるという利点があります。パソコンへ防災行政無線、戸別受信機とインターネットを接続するだけで放送環境が整います。パソコンシステムを持たないために、機材が破損していても業者を呼ぶこともなく、簡単に復旧が可能です。Jアラートや防災行政無線を住民のスマートフォンに24時間リアルタイムに音声を自動転送放送ができます。パソコンや職員のスマートフォンから音声放送や文字放送をライブで一斉放送して、ブラックアウトなどで庁舎内の情報伝達が、全て機能が不全になっても、スマホからの放送継続が可能です。

パソコンやスマートフォンからの放送は、防災行政無線と異なり、音の反響や共鳴で音声を重ねるエコー現象を考慮することなく、通常の会話スピードで放送が可能です。住民は、自治体固有の専用アプリをダウンロード（無料）するだけで、面倒な設定はなしで放送視聴が可能です。

長野県の宮田村では、専用の受信機を全戸配布することで視聴率を大幅に向上させ、投資設備が削減でき、初期費用は350万、月額5万円です。専用の受信機を配布する必要がないため、受信機の設置やメンテナンスに係る体制や費用が一切不要です。川崎市では、「かわさき防災アプリ」で各種災害情報や気象警報の配信、開設避難所への誘導など、災害発生時に必要な情報や土砂災害、洪水などのハザードマップを確認することができます。滋賀県野洲市では、地震、風水害が発生または発生するおそれがある場合において、市内の気象情報、地震、津波情報及び避難時の避難場所などの必要な防災情報によって、より多様な情報伝達を行うための一助として、一般全国防災共助協定の間で、「防災を目的とした防災ARシステムの運用に関する協定」を締結し、協会が提供する防災アプリ、みたちょを活用し、指定避難場所への誘導や避難情報などの防災情報を提供しています。

このように、スマートフォンによる防災情報を活用してみてもはいかがでしょうか、お答えください。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

総務課長、土橋博美君。

○総務課長（土橋博美君） それでは、ただいまのご質問にお答えさせていただきますけれども、現在、町で設置している防災行政無線の子局及び戸別受信機だけではなく、様々なツールを活用し、防災情報を発信することが町民の命や財産を守ることにつながるものと考えておりますので、スマートフォンを活用することもツ

ルの一つとして、導入に向けて検討していきたいと考えております。

現在、ヤフー株式会社と「災害に係る情報発信等に関する協定」締結に向けて調整中でございます。「ヤフー防災速報アプリ」をダウンロードして、「長南町」を地域設定することで、町からの緊急情報が発信されます。

また、職員間の情報共有ツールとして「防災メール」も活用しておりますが、町民の皆様にも開放する予定でおります。

以上です。

○議長（松野唱平君） 12番、和田和夫君。

○12番（和田和夫君） さきの大雨を教訓にして、防災情報を広く町民の皆様提供していただけるとの回答ですので、早急に開設できることを望んで一般質問を終わります。

○議長（松野唱平君） これで12番、和田和夫君の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩といたします。再開につきましては1時40分を予定しております。

（午後 1時24分）

○議長（松野唱平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時40分）

◇ 加藤喜男君

○議長（松野唱平君） 次に、10番、加藤喜男君。

〔10番 加藤喜男君質問席〕

○10番（加藤喜男君） 10番の加藤でございます。議長のお許しを頂きましたので、通告に従って質問をさせていただきます。

まずは、小学校の施設整備ということでございますが、その前に、先ほど大倉議員さんのほうから教育長のほうに台湾の関係をお聞きして、状況はよく分かったところでございますが、ちょっと、前から気にしていたところが1点ありまして、予算を取る段階においては3人の方、学校長、教育長、インストラクターの方ということで予算が通ったところであったわけですが、どうもその後聞きますと、何か人員が変更になる、実際行っていないから、結果的にはないんですけども、そんな話もちょっと漏れ聞きました。誰が行くかというところまで考えた予算を使っていたかということにしたと思いますので、その辺また、今回はこれでいいんですけども、途中で大事な変更がある場合には、執行段階での変更は少しお知らせしていただいたほうがいいんじゃないかなと思ったので、一言付け加えさせていただきました。

小学校の施設整備ということで、これはPTAの方からちょっと漏れ聞いた話ではありますが、現在小学校の6年生が中学校の一部教室を借りて授業しているということで、中学校の教室には小学校の有線通話、拡声器がないということということですが、これは本当なのか、本当であれば、何年このような状況だったのか、今後どうするのかということで、このままでよろしいのかということで、まずこれをお聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

学校教育課主幹、大塚 猛君。

○学校教育課主幹（大塚 猛君） それでは、小学校の施設整備ということでお話をさせていただきたいと思
います。

長南小学校は、中1ギャップ対策ということで、小学校6年生が中学校の校舎で学んでおります。

加藤議員の今お話にありましたように、現在小学校の放送は中学校校舎へは入っておりません。旧4小学校
が統合して、統合の長南小学校になってから3年間ということになります。小学校6年生の教室の放送設備に
つきましては、小学校の環境整備として、この第6回補正において計上させていただきましたので、よろしく
お願いいたします。

以上です。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君） 統合後3年間はなかったと。多分リクエストは相当あったんだと思うんですけども
ね。あとは、近い将来これが不要になることもあり得るのかな、そういう点も踏まえて、教育委員会としては
ちゅうちょして、財源がないというようなことを言ってきたのかもしれないと勝手に思っております。今回補
正で入ったということで、速やかによく見積り内容等も精査していただき、執行してくればよろしいわけで、
ひとつよろしく願いをいたします。

次に、小・中学校の学力の状況についてということでお聞きしたいと思います。

本町ではいち早くICT教育ということで、全小学生にタブレットPCを与え、児童の学力が向上してくれ
ることが目的を達成するということであろうかと思えます。

実は昨年、長南小学校の齋藤小学校長に一度ICT教育の現場を見せてもらいたいということで、教育長の
許可もいただきまして、今年の初旬に行こうと思っておりましたら、齋藤校長がインフルエンザで休みに入っ
てしまいまして、明日から出て来られるのですけれども、子供たちがみんな休んでいるということで、仕方が
ないことですので、今回は断念させていただきました。

年度が変わりまして、学校が落ち着いた状況に入りましたら、また再度お願いをしてICT教育の現場等を
勉強させていただきたいと思っておりますので、ひとつよろしく願いをしたいと思えます。

このICT教育、5年リースで約1億ぐらいたったかな、すごく巨額の費用を投資しているわけで、相当効
果が出てこないと何のためにやっているのか疑問を抱くところですけども、国も最近になって、本町は何に
おいても国の先に行く状況がいろいろありまして、後で国がついてくるということで、いいんだか悪いんだか
よく分かりませんが、話が出てきましたね。

ただ、聞くところによると、あまりタブレットのスペックが、低いのではないかとこのことをございます。国
中が入れますから何兆円の規模での施策になるんでしょうけれども、引き受けた業者はうれしいということ
ですが、本町はもう入っておりますから、5年のリース切れ後に国からまたくれればいいなと思えますけれど
も、そういうことはないのかなと思って、またその辺の情報がありましたらお聞かせ願いたいと思えますけれど
も。

まず、学力はどのような項目、教科で比較するのか。本当はICT教育をした人たちとしない人たちの同年

度の比較ができると、ICT教育の成果が出たということで検証できますけれども、その辺ももしあればということですが、なければいいんですけれども。また、対外的、郡内、県内、国内で本町の小学校の学力レベル、併せて中学校についてもお聞かせください。

ついせんだって、学力試験があったということで、その結果についてお聞きしたいと思います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

学校教育課主幹、大塚 猛君。

○学校教育課主幹（大塚 猛君） それでは、小・中学校の学力状況及びICT教育ということでお答えさせていただきます。

長南町では、小・中9年間を見通して、発達段階に応じた計画的・継続的な指導により、「生きる力」の育成を目指した指導を行っています。

本年、小・中学校は千葉県標準学力検査と全国学力・学習状況調査を行いました。千葉県標準学力検査は、小・中学校とも県平均値を満たしています。全国学力・学習状況調査につきましては、中学校は県、全国平均を満たしておりますが、小学校については少し届かなかったという状況があります。学校は、この千葉県標準学力検査、全国学力・学習状況調査を通じて児童・生徒の学力、それから学習状況を把握して、教育指導や学習状況の改善に役立てるとともに、この結果を分析して、指導の工夫・改善をしていきます。

ICT教育の効果についてということですが、学力変化の比較をすることができません。しかし、児童・保護者アンケートから、ICT教育により約95%の児童がタブレットでの学習で理解と意欲が高まったというように回答しております。この結果から、児童の学習への興味・関心が高まっている状況が見られると考えています。学習意欲が高まることで、学力向上につなげていければというふうに考えます。

なお、ICTを活用して指導できる教員の割合ですが、小学校が95%となっております。

以上です。よろしくお願いたします。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君） 全国学力・学習状況調査で小学生のほうはちょっと平均に届かなかったということですが、何の教科をもって評価しているのかを伺います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

学校教育課主幹、大塚 猛君。

○学校教育課主幹（大塚 猛君） 小学校の全国学力・学習状況調査の科目は、国語と算数になります。2教科での検査ということになります。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君） 分かりました。国語と算数で比較すると、全国で及んでいなかったということですね。

どうも風の便りに聞きますと、中学校は非常に何かよろしいという話です。ただ、ちょっと小学校が全国、このことを言っているのかどうか分かりませんが、学力が劣ると。ちょっと低い、平均に達していないという話を聞きましたので、先ほどの主幹の話でありますれば、相当効果が上がっているということで、これから、千葉県の平均はいいんですけれども、全国も、国語と算数だけですから、もうちょっと理科とか何かが入ったほうが平均がいいのかなと。理科でも入れば平均が上に行ったのか分かりませんが、全国の平均

まで達するように、また一層のご指導を学校でお願いしたいと思ひまして、よろしくお願ひいたします。

次に、小・中学校における外部からの支援状況ということでございます。

ここに頂いた資料がございます。これは私だけがもらっておりますが、教育課程以外で小学校に係る各種支援事業体制表ということで、まとめていただきたいということで課長のほうにお願いをして、頂いたところでございます。

頂いた資料によりますと、中学校もあります、小学校に多くの支援がなされておると。ほかの市町村の状況については、私もよく調べてございませぬが、本町では学習支援指導員、教科指導員、インストラクター、コーディネーター、土曜補習塾、スクールサポータースタッフ、読み聞かせ、スクールバスと。ここにいる丸島議員は読み聞かせをやっていたと思ひますが、様々なものがあります。この中で有料、無料とか、ボランティア等いろいろあるわけですが、中学校、小学校には県からまた、県費のほうでスクールサポータースタッフと称して1人ずつ配置されていて、いつもいるとは思ひませぬけれども、県の費用で派遣されているスタッフもおるとということで、非常に手厚いサポートがされておるといふふうに感じます。

そこで、今言ひました学習支援指導員、教科指導員、インストラクター、コーディネーター、土曜補習塾までが町のお金を使って賃金等をお支払いしているものになりますが、この中で、本町独自のものがありましたらお教え願ひたいと思ひます。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

学校教育課主幹、大塚 猛君。

○学校教育課主幹（大塚 猛君） 本町では、小・中学校の校内支援体制として、学習支援指導員や教科指導員、インストラクターやコーディネーターなどを委嘱して小・中学校に派遣をしております。学校支援体制の中で町独自のものがインストラクターになります。お願ひいたします。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君） ということは、土曜塾はほかの市町村でもやっているといふふうを考えてよろしいんですか。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

学校教育課主幹、大塚 猛君。

○学校教育課主幹（大塚 猛君） 他市町村も同じような形でやっております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君） 本町独自でインストラクターというものを、支援の中でやっているということですね、分かりました。

では、このインストラクターに限定して考えると、いろいろこの表等を頂いた中で見ますと、2年前頃から、恐らく現教育長の発案、指導の下に行われていると思ひますが、内容としましては、外国語活動等における各種体験、活動支援ということでございます。活動実績としてイングリッシュキャンプとかハロウィンほかとございますが、ちょっと内容をお聞きしたい、インストラクターの関係でしている内容をお聞きしたいと思ひます。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

学校教育課主幹、大塚 猛君。

○学校教育課主幹（大塚 猛君） 今お話がありましたように、イングリッシュキャンプ、ハロウィン仮装等の企画立案、運営の支援を行います。今後さらに進む少子化の中で、地域に根づいた地域創出の教育をいかに進められるかということが、長南町、本町の教育の大きな課題だというふうに考えております。

特に、長南町の子供は自分たちで育てるという住民の教育への参加と学校支援体制づくりというのが大切な条件になり、そのための組織として、コミュニティスクールを昨年より小学校に組織いたしました。そして、この運営の要となるのがインストラクターであり、コーディネーターとなります。このインストラクターの導入というのが、小学校に対して授業等における体験活動がより円滑に進められるように、校内支援体制整備を推進するというで行っております。よろしく願いいたします。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君） ありがとうございます。

この授業によって授業時数が削られるとか、そういうことはないというふうに考えてよろしいですね。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

学校教育課主幹、大塚 猛君。

○学校教育課主幹（大塚 猛君） 各種の体験活動につきましては、教育課程の中に含まれておりますので、授業時数が減るということはありません。

以上です。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君） 分かりました。

ここで一つ、ちょっと耳の痛い話になるのかもしれませんが、最近、長南小学校の評判があまり世間でよろしくないようなことを耳にするわけでございます。一部の人でしょうが、就学の前まで、学校に入るまでは長南町にいるけれども、学校へ入る段階でどこかほかの学校へ行ってしまうと言っているような保護者もいるというふうに、大勢はいません、1名かそんなものでしょうけれども、聞きました。

現役保護者の間でも、先ほど主幹にお聞きした外国語活動等における各種体験活動支援事業の評判がそんなに良くないと聞きます。先生方の中にもそういう意見がある方もいるという話も漏れ聞きますが、この事業の運営の方法に問題があるのか、授業の内容にまた問題があるのか、インストラクターの方と意見が合わないのか、いろいろ問題があるのか、よく分かりませんが、小学校の校長もこの事業を望んでおるといことのようにありまして、この事業を推進する教育長としては、また今後続けていきたいという話を聞いておりますが、個人的には、児童は別としまして、保護者の方々とか先生方、校長もひっくるめて、本当にこの授業が役に立つ、望んでいるのかというところで、ちょっと辛い話で恐縮ですが、疑問を持つところでございます。

また、世間の話が正しいとすれば、仮定ですが、先生方の異動についても、あまり長南小には行きたくないなど、長南小を敬遠するというような話も聞きました。本当だとすれば、これは大きな問題ですけれども。

教育長にはいろんなプランや方針があつてよろしいわけございまして、いろんなことをしてみるのが必要ですが、教育委員会や保護者、教員の意見にもよく耳を傾けていただいて、よりよい授業の展開を図っていた

だき、小学校の学力を国レベルで平均まで持ち上げるに注力をしていただきたいと思います。

無礼な発言があったらお許しいただきたいと思いますが、何か教育長からお言葉でもあればお聞きします。

○議長（松野唱平君） 教育長、小高憲二君。

○教育長（小高憲二君） 英語の件につきましては、ご案内のように2020年度4月から小学校で英語が導入されます。5、6年生で2時間、3、4年生で1時間の授業が正規の授業として導入されます。

私は、この学習指導要領の開始に当たって、小学校英語というものが中学校の英語の小学校バージョンでいいのかという問いを持っておりまして、やはり私たちは新しい時代の教育を小学校の子供たちにさせてやるのが、新しい時代の教育に対応する我々の役目ではないかというような認識で、4年生を中心に初めに体験的な英語学習、いわゆる使える英語というものを目指して、言葉は生活の中にあるという基本の原則の中に、ふだんの生活の中に英語を使う機会をできるだけ設ける、そういう授業づくりのスタンスの中にこの体験的な英語学習を進めるつもりで導入してまいりました。

そこにおけるリーダー、企画立案がインストラクターでございます。大変専門的な力をお持ちだし、国際感覚も持っておりますので、子供たちには大変人気の授業となっております。2年目からは3年生にもやってほしいという状況がございまして、3年生にも広げた経緯がございまして。この中には、ALTと一緒にお願いしたり、ボランティアをお願いしたりして、多彩な授業になっております。教室の座っている授業ではない、多彩な授業を企画した新しい小学校英語の仮設的な授業実践というふうに私は考えております。

3年計画ないし4年ぐらいの計画で、一応私なりに成果を出すつもりで進めてきたわけでございますが、おかげさまで子供たちにとっては本当に楽しい授業だというようなことで評判を頂いております。

加藤議員さんがお聞きになった部分がどういうものか分かりませんが、いずれにしても、子供にとって、また保護者にとってもとてもいい授業であるというような評価の下に、私は一応の成果をまとめたいというふうに考えております。

それから、いま一つ、先ほどの学力の件でございますが、全国学力・学習状況調査は、基本的には指導法の改善というものを目的とした内容でございます、テストでございます。うちのほうは43人ということで、大変分母が小さくて、なかなか安定した平均値が取れないところに一つ悩みがあるんですが、今年、算数の場合でございますと、14問の問題がございまして、9問ができるかできないかのところが平均値でございました。

本町の場合、子供たちの状況を見ますと、全問正解した子供が2人、1問間違った子が2人、それから3問間違った子が2人ということで、平均値までの子供たちが6割、6割の子供が平均値以上の子供なんですね。残念ながら、平均正答率を下回った子供たちの割合もちょっと多くて、いわゆる山が二つになってしまっているんですね。正常分配曲線を山なりにしなくちゃいけないんですが、大きいのと小さいのが二山になってしまっているんです。だから、ここら辺がこのテストによって明らかになった問題なので、私どもは、点の取れない子供たちというようなものと、あるいは取れる子供たちの個別指導というものを重視するというところで今考えて進めております。

そういう意味で、今回たまたま平均値が少し届かなかった面がございまして、ある意味そういう改善点を見るためのテストということで、私ども一つの方向性を見出しましたので、今後また時間をかけて進めていきたいというふうに考えております。

今、学校で育てる学力については、「生きる力」というやや抽象的な部分があるわけですが、やはりこれはテストで測れない、ある意味学習意欲というようなものを、あるいは「生きる力」というようなものの、その部分を明らかにするようなことで国のほうは動いておりますが、私どもの今の課題としては、こういう目に見えないものをどう目に見える形で地域の人に、あるいは保護者に理解してもらえるかというところを、自分なりの課題として進めているつもりでございます。

いましばらくまた時間を頂く中で、学校と一緒に頑張っていきたいというふうに考えておりますので、ちょっと評判が悪いというようなことで、耳の痛い言葉を頂いたんですが、どこにあるか分かりませんが、そういうふうな言葉を私なりにまた頂いて、改善、努力していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君） 山が二つあるというのは、人数が少ないからそういうデータになっちゃうんですかね。母数があればもっとね。

あと、事務局のほうからいろいろな要綱をもらいました。当然教育委員会も通してあるでしょうから、その辺をまたつくる際にはいつできた要綱だということも、この要綱の中にちゃんと書き添えていただけたらうれしいなということで、この質問は終わりにします。

次に、西部工業団地計画跡地の関係についてお聞きいたします。

町長は以前、議会で、有償で貸し出すんだということを述べまして、普通財産の有償であれば、適正な価格であれば、大小の規模にかかわらず、長南小のプールのように町長の判断で貸し出せるということで、前回の定例会でも確認をさせていただいたところでございます。

そこで、価格の交渉の進捗状況や業者からの状況について、どの程度計画が進んでおるのか、分かる範囲でお聞かせください。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

財政課長、今井隆幸君。

○財政課長（今井隆幸君） それでは、西部工業団地計画跡地の貸出価格の交渉の進捗状況などについて回答したいと思います。

この西部工業団地計画跡地につきましては、株式会社コロニーから、株式会社ライブを設立し、オーガニック農法による循環型農業を展開する事業提案がございました。そして、昨年9月28日に住民説明会を開催したところでございます。

この説明会の後、企業はこれから事業計画書を策定するための各種調査等を実施する予定であります。現在はその事前の準備等をしている段階で、賃借料につきましては、ご質問の中でもありましたが、適正な価格により貸し出すことを考えておりますが、具体的な協議には入っておりません。

以上です。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君） 具体的な協議に入っていないということで了解しました。

次に、この株式会社ライブの状況ですが、今課長のおっしゃったとおり、昨年9月28日の説明会では2日前

の26日に会社の登記を申請したということをあの場で先方は語りました。途中、何か確認したら、資本金を増やすからどうのこうのと言っておって、まだ登記は完了していないという話も漏れ聞きましたが、この会社はもう登記されてちゃんと実在する会社であるということによろしいでしょうか。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

財政課長、今井隆幸君。

○財政課長（今井隆幸君） 株式会社ライブの状況についてでございますが、住民説明会の中で、本事業は株式会社ライブを新たに設立し、運営を行うとの説明があったところではございますが、現段階では登記に至っていない状況でございます。

以上です。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君） 登記に至っていないということで了解をしました。

次の件名にいきたいと思います。

庁舎の関係、先ほど大倉議員さんが結構聞いていただきましたので、私も大体理解をしたところでございますが、もう3回の会議が終わったということで、今頃になってという話であります。この20人のワーキンググループについては、多分まちづくり委員会設置条例第6条の専門員のところの条項を使って20名の組織をつくって、報酬ではなく報償で支払ったのだらうと思います。まちづくり委員会設置条例がありますけれども、13人で組織すると、町の議員が2人入っておりまして、第6条、専門員を置くことができると書いてありました。別にワーキンググループをつくらなくても、この13人の中に、五、六人でも有識者を入れて、この中で検討して、皆さんに報酬を支払ってもよかったんじゃないかなということを思いましたので、ちょっとここで言わせていただきました。

追加をすれば、ワーキンググループ設置要綱を見せてくれということを担当課と話して、田中課長は欠席ですが、まだ出せないというような話で、先日頂いたところでございますけれども、できておるのであれば、早く開示をしていただきたいと思ってございました。

先ほど大倉議員さんも聞いてくれたとおり、場所を決めるということで、この目的にワーキンググループは長南町役場本庁舎及び複合施設の建設に関し課題を整理、検討すると。どこに造るということはあまり明確にうたっていないので、この目的にちょっとクエスチョンをつけるんですけども、要は庁舎と複合施設の場所を決めてもらうんだと、もう決めてもらったんだということで、回答はできないけれどもということで先ほど聞いていますけれども、そのとおりでよろしいんですねということでお聞きします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

企画政策課長補佐、三上達也君。

○企画政策課長補佐（三上達也君） 先ほどの大倉議員さんと重複する部分につきましては割愛の上答弁させていただきますので、よろしくお願いいたします。

12月1日付で「長南町役場本庁舎及び複合施設建設に係るワーキンググループ設置要綱」を策定いたしました。その目的は、長南町役場本庁舎及び複合施設建設に関して課題を整理、検討するということを目的としておりますが、この課題につきましては後ほど述べさせていただきます。

委員の構成ですが、20名以内とし、第三者委員会であります防災会議、行政改革行推進委員会、まちづくり委員会、地域公共交通活性化協議会、地方創生推進委員会、小学校跡地活用検討委員会、社会教育委員、公民館運営審議会、青少年相談員、町役場職員などの中から、年齢的に幅広く選定した構成となっております。

活動状況につきましては、3回の会議を経てと申し上げましたけれども、12月、1月、それから先週ですね、2月に3回の会議を重ねまして、課題としましては建設場所を中心としまして議論を重ねてまいりました。

検討結果につきましては、まちづくり委員会への報告、それから諮問答申の関係がございますので、この後公になっていくものと思料しておりますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君） ありがとうございます。

なかなか情報は出せないよということですけども、後々またこの会議録辺りは出してもらうということでもいいでしょうか。町長の私的な会でもありませんし、公の金を使っている会議ですから、どういうふうな内容になったのか。今は無理でしょうけれども、また後で会議録を見せていただくということによろしいと思いますので、ひとつよろしく願いをして、次にまいります。

太陽光発電所についてちょっとお聞きします。

災害があつて道路が塞がって、迂回するのが大変だということで地元の人から言われておりましたので、ちょっとここで何点か絞りましてお聞きしたいと思います。

この災害の復旧は、この事業者がやってくれるということによろしいですかという話です。お願いします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

建設環境課長、唐鎌伸康君。

○建設環境課長（唐鎌伸康君） それでは、お答えしたいと思います。

ご質問の町道は、坂本30号線という名称でございまして、現在、道路復旧工事により全面通行止めとして、迂回路による交通規制となっているところでございます。

原因といたしましては、昨年10月25日の大雨に伴い、大型ソーラー発電所内にあります調整池の施設から、直接道路へ雨水排水が流れ出したことによりまして、舗装及び道路の路肩が被災したものでございます。

発電施設の事業者とこの道路の復旧について協議を重ねた結果、道路管理者以外が行う道路工事として原因者が実施し、完成期日をこの3月末日として施工を承認したところでございます。

以上です。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君） 3月末日をもって道路が通れるということで、よろしく願いいたします。

時間の都合上、もう一点、伺います。

いろいろ発電事業者、よく聞きますと、造る事業者、運営する事業者が違うとか何とかということで、課長のほうからよくレクチャーを受けますけれども、何をやっても指導を守らないケース、町の指導要綱がございいますが、守れないケースもあるのかもしれないと考えます。罰則規定でもあればよろしいわけですけども、これには条例化が必要になるわけかと思いますが、聞くところによりますと、御宿町では昨年、「御宿町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例」というのを、議会の委員会発議により制定

しておりますが、罰則規定はないようです。罰則規定も考えて条例化について検討してみる価値があると思いますが、いかがお考えになりますでしょうか。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

建設環境課長、唐鎌伸康君。

○建設環境課長（唐鎌伸康君） 罰則規定の条例化ということでございますけれども、平成30年に太陽光発電施設の設置に関する指導要綱を施行してございます。現在まで7件の受付をしたところでございます。

近年、太陽光発電の売電価格も低下しているなどの状況でございますし、発電所の建設の影響にもこれが響くと思いますので、今後の動向を注視していきながら、また条例化を判断していきたいと考えております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君） ありがとうございます。よろしくまたご検討くださればと思います。

次にまいります。コロナウイルスについてということで質問を出させていただきました。出した段階ではまだ状況がよく分からなくて、どうなるかなということで担当課とのお話も、そのときになってみなければよく分からないというようなことで、今日現在まで至ってしまいました。こんなことになるとは多少思っていたんですけども、結構大きなことであります。

当初は、町にマスクとか消毒薬をどのくらい備蓄があるのかなと思って、ここでまた聞くところなんですけれども、事態は刻々と変化しまして、ついに教育委員会、教育長は小学校を臨時休校するに至ってしまったと。また、何でこんなに急に来たのかということも政府が言ったのかということ、いろいろニュースを見ますと、このまま行きますとオリンピックが開催できないというようなことを、多分、I O Cの誰かの発言によって相当プレッシャーがかかってきて、このままの対応で日本が行っていると、もうオリンピックできないねと、やらない、中止だよということで、これはまずいということで、今回の一斉臨時休校等をしたんじゃないかなということを思って、またこれからも何かいろいろ策が出るようでございますが、大変でございます。

我々日本も中国にいろいろ依存しておりますから、食べる物から着る物までほとんど中国品です。もう中国がなければ生活していけないという日本になってしまいました。どうしても中国に付度をしていかないと、もう日本が立ち行かないということの状況で、皆様もその辺がよく分かったんじゃないかなと思います。

何点かお聞きしますが、これは何も打合せをしてございませんので分かる範囲でお聞きしますけれども、県内では数名のコロナウイルスの陽性反応が出ているわけでございますけれども、現時点で郡内、本町にいるんだというような情報はありますか。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

健康保険課長、河野 勉君。

○健康保険課長（河野 勉君） まず1つ目のご質問にお答えする前に、現在の状況のほうのご説明を差し上げたいと思います。

現在、新型コロナウイルス感染症につきましては、2月26日の新型コロナウイルス対策本部の中で、国は「この一、二週間が感染拡大防止に極めて重要だとして、大規模なスポーツイベントや文化イベント等について、今後2週間程度中止か延期、または規模を縮小するよう要請する」という考えを示されました。また、

「基本方針を踏まえ、地方自治体、医療関係者、事業者、国民が一体となって対策をさらに進めていくように」と関係者へ指示が出されました。

それを受けまして本町では、住民の感染症対策の強化をするため、先月2月27日午前9時に長南町感染症対策本部を設置いたしました。同日夕方には、安倍総理大臣から小・中・高・特別支援学校の春休みまでの休校の要請があったところでございます。

新型コロナウイルス関係につきましては、感染者の増加等により、国や県の対応状況が日々変化しておりますので、今回回答させていただきました内容につきましては、今後変更になる場合があるということで、ご承知いただきたいと思っております。

まず、それを事前にお話しいたしまして、先ほどの1つ目のご質問の新型コロナウイルス感染症、長生郡や長南町での発生状況はありますかとの質問なんですけれども、感染者の情報は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律で、予防に向けた積極的公開とともに個人情報への配慮を求めており、2月27日現在、国は感染者の居住地を都道府県までは公表しております。また、都道府県につきましては、公衆衛生上の観点と個人情報保護や風評被害への懸念とバランスを考慮し、公表内容につきましては都道府県で様々な状況です。

千葉県につきましては、当初、居住地の公表はしておりませんでした。2月21日からは二次保健医療圏名を公表しました。その後、感染者の拡大や情報公開の観点から、2月27日からは居住郡市名を公表するようになりました。

先月26日に千葉県が患者を発表しました中で、山武長生夷隅医療圏で1名おりましたが、長生保健所に確認しましたところ、長生保健所管内の方ではないとの回答を頂きました。

なお、28日現在、長生保健所に確認をしたところでは、長生郡市内に新型コロナウイルス感染者は発生していないとのことでございます。

以上です。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君） ありがとうございます。

長生保健所が管轄しておるということで、今のところないということで分かりました。

そこで、ニュースを見ましたら、地方自治体が備蓄のマスクを住民に放出するというニュースがありましたけれども、先ほども話しましたが、本町でこういうときのためにマスクとか殺菌剤、消毒剤とか散布機材、ほかにもいろいろあるのかもしれませんが、そういうのはどこかまとまって、リストがあつて備えてあるというふうに考えてよろしいでしょうか。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

健康保険課長、河野 勉君。

○健康保険課長（河野 勉君） マスクや消毒の殺菌剤の備蓄の関係なんですけれども、現在本町にマスクは1,250枚、ウイルス消毒に使用できますエタノール500ミリリットルが10本、消毒薬のピューラックス600ミリリットルが6本、殺菌消毒剤のオスバンS600ミリリットルが10本、消毒殺菌剤の散布機を3台、それから感染症防止の防護衣につきまして6セットございます。

なお、マスクにつきましては住民への配布を想定したものではなくて、感染症対策としまして医療従事者が使用することを想定してございます。

以上です。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君） 分かりました。1,250枚というのを聞きまして、医療従事者ですね、分かりました。

エタノールについてですがちょっと量が少ないですよ。これはまた、今回を機会に十分これは考えてもらって、気候の災害における、天災の土のうとかそういうのも考えなきゃいけませんけれども、こういう感染症に対するあれももうちょっと、今回を機に、マスクも何枚も、毎日午前午後替えて、小児用、子供用も考えて、1週間、二十日ぐらいもつぐらいの備蓄を今後考えていかなきゃいけないんじゃないかと思えますね。ひとつこの辺を十分検討していただいて、知恵を出し合って、議会も知恵を出し合って、これで終わりじゃないと思えますし、今回もこれがいつ終息するか、なかなか分からないところで、私は当分終息しないんじゃないかと、潜伏期間があまりにも長過ぎるということで、かかってすぐ明日症状が出ればいいんですけども、2週間、3週間で症状じゃ、その間にみんな感染してしまうと危惧しております。ひとつこの備品について十分また検討していただいて、基準でもつくっていただいて、災害のほうの関係と併せて医療災害の関係も十分やっていっていただきたいと思えます。よろしくをお願いします。

ちなみに、学校とかこの庁舎を殺菌する場合は誰がやるんでしょうか。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

健康保険課長、河野 勉君。

○健康保険課長（河野 勉君） 消毒関係につきましては、先月末に県のほうに確認しましたところ、千葉県でも直接実施をしていないということで、個人のものについては全て個人の対応となっています。ただ、町の公共施設につきましては、施設を所管します担当課での対応ということになります。

以上です。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君） この間のニュースでは、学校の先生が消毒剤を教室にまいているニュースがございました。それも一つの手だと思えますが、6セットを3台、これがまたどういうシステム、手動か自動か分かりませんが、ずっと使わないものをしまっておくんですから、壊れない散布機が必要でしょうし、台数の問題、これ何をまくのかな、エタノールをまくんですか。

○議長（松野唱平君） 健康保険課長、河野 勉君。

○健康保険課長（河野 勉君） 前回、それこそ台風災害のときもまいたんですけども、ピューラックスというものをまくんですけども、まくといいますか、ピューラックスは噴霧ができませんので、例えば自宅を掃除する場合は水で、これですと300倍希釈になりますので、今、町のほうで600ミリリットルのものが6本ございまして、300倍希釈にすると大体水ですと180リットル、ですから、もし各世帯だとしたら3リッターもあるとそこそこ拭けるのかなと思えます。そうすると、単純に60世帯分ぐらいはそのピューラックスで、雑巾で絞っていただいて消毒、手で雑巾がけをするような形になろうかなと思っています。

以上です。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君） あとこれは周知の問題ですけれども、まずはホームページによる周知になると思いますが、ホームページの周知もさることながら、昨日も回覧が回っておりましたが、何かそういう周知、町の対策本部の、今日も聞きたいんですけども、時間がないからあれなんですけど、どのくらい会議をやったのか、どういう組織でやったのか、専従はいるのかいないのかとか、いろいろ聞きたいことはあるんですけども、この辺をちょっとかいつまんで、我々も含めた町民にいろんな媒体を使って周知してもらおうということをお願いしたいと思います。周知状況についてお聞きしたいと思います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

健康保険課長、河野 勉君。

○健康保険課長（河野 勉君） 町民への注意喚起に関しましては、1月29日から町ホームページ上に新型コロナウイルス関係の情報を掲載してございます。また、掲載内容に変更があった場合は随時の更新を行っております。そのほか、2月28日に区長さんを通じまして、国が作成しました新型コロナウイルスに関する注意喚起の文書の毎戸配布をお願いしてございます。

以上です。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君） それはありがとうございます。ちょっと存じ上げないので申し訳ありませんでした。

また、随時情報が変わればいろいろな媒体で、ホームページは、さっき言ったとおりそんなにお年寄りを見るわけじゃないですね。いろいろな媒体を使って周知のほうをお願いしたいと思います。

教育長にお聞きします。教育長、学校の先生は休みになって何をしますか、パトロールでもやりますか。学校の先生は学校が休みになって、教員の方々は学校に来るんでしょうけれども、何をしましょうか。休校時の児童、生徒へのサポートについて何か考えますか。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

教育長、小高憲二君。

○教育長（小高憲二君） 休校は基本的には子供ですので、教員については基本的には平常の出勤になると思います。あまりにも突然の休校指示でございましたので、卒業式をはじめ通知表の配布とかいろいろ子供への対応等、あるいはまた学校行事も含めまして、課題は本当にいっぱいあるわけでございます。そこら辺を当面はやるというふうに思いますが、家庭訪問をしながら子供の様子を見るというようなことは今伺っておりますので、基本的にはそういう意味では出勤するということをご了解いただきたいと思います。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君） 急なことで、学校の先生も教育委員会、教育長も大変でございますけれども、ひとつよろしく願いいたしたいと思います。

もう一点、町職員とかガス課の職員が感染し、誰も出勤できない事態もあり得ることを想像するわけですけれども、大手企業はそういうことは十分考えながら、そういうことのないように公共事業をやっている方はいるんでしょうけれども、本町職員に対する対応、あとガス課職員に対する対応等をどうしておるか、町とガス課長にお聞きしたいと思います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

総務課長、土橋博美君。

○総務課長（土橋博美君） 今、加藤議員さんはガス事業、ガスの職員とか言いましたけれども、全般的なことでお答えさせていただければと思います。

先ほど住民の方への注意喚起ということで、ホームページとかでウイルス関係の情報を掲載して周知を図っているところなんですけれども、職員におきましてこれらの情報を共有しているところです。

基本的な対策としては、一人一人せきエチケットとか手洗い、これが非常に重要だということでも言われています。また、感染予防のために1月28日からは役場庁舎とか保健センターに消毒液を置いて、来庁者の方に対しても消毒のご協力を頂いています。このたび、感染症対策本部の設置が2月27日にいたしましたので、国とか県からの新しい情報を注視する中で、住民の方への情報提供はもちろんなんですけれども、職員の情報共有によって引き続いて感染対策に当たっていければと思っています。

以上です。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君） 対策本部専従で職員が1人いるということはないですか。専従の職員を1人配置したということはないですか、対策本部。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

健康保険課長、河野 勉君。

○健康保険課長（河野 勉君） 対策本部の担当課は健康保険課になります。ただ、専従の職員というのはおりませんで、ちなみに会議の回数ですけれども、今回ほど開催のほうをさせていただきます。ちなみに対策本部の委員は課長が委員になってございます。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君） 未曾有の災害になる可能性を含んでいるということで、町も大変ですし、議会も知恵を出さなくちゃいけませんし、町民の安全と財産を守るために町長も頑張ってくれなくちゃいけないし、私なんかマスクがないものですから、うちでキッチンハイターでこれを一回洗いまして、また陰干ししまして使い回しをしているということで、キッチンハイターは相当殺菌力がございますから、アルコールも買えませんので、そういうことをやっておるということをPRしながら、今回の質問を終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（松野唱平君） これで10番、加藤喜男君の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩といたします。再開につきましては2時55分を予定しております。

(午後 2時40分)

○議長（松野唱平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時55分)

◇ 岩 瀬 康 陽 君

○議長（松野唱平君） 次に、4番、岩瀬康陽君。

〔4番 岩瀬康陽君質問席〕

○4番（岩瀬康陽君） 4番議員の岩瀬でございます。

本日、今回の一般質問の最後の質問です。議長のお許しをいただきましたので、通告どおり質問させていただきます。

今回、私は町に対する思いが非常に強いものがございます。私も行政については非常に協力的な人間だと思っておりますけれども、町の職員についても町民に寄り添った中で、私の質問に答弁していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、今回、案件が2つありますね。災害対応、それから町づくりについてです。

それでは初めに、災害対応について質問いたします。

昨年は、9月の台風15号の超強風による長期間の停電、そして10月25日の豪雨で、本町を始めとして県内多くの自治体で甚大な被害が発生しております。本町においては、激甚災害の指定を受けた10月の豪雨により、三途川や一宮川等の氾濫による家屋浸水が約150件、また家屋、裏山の崩壊が約200件、そして多くの公共施設や農業関連施設などに甚大な被害が発生してしまいました。

このため、町は早期の復旧を目指して補正予算を編成し、建設業者等の協力の下、総力を挙げて工事を進めてきておられます。また、道路や河川等における大規模な被災箇所は、技術職員の少ない中、国の査定を受けて国庫補助事業で対応できることになったと伺っております。本当にご苦労さまでした。

一方、このように広範囲で甚大な被害が発生しますと、建設業者は通常工事に加えて工事箇所数が増大することになります。通常工事の円滑な進捗、また復旧工事の対応が非常に厳しくなると思います。

そこで伺います。災害が発生しますと、建設業者等は通常工事に重複して多数の災害復旧工事を施工することになりますが、各工事の工事費や工期をどのように取り扱っているのか伺います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

建設環境課長、唐鎌伸康君。

○建設環境課長（唐鎌伸康君） ただいまの各工事の工事費や工期などをどのように取り扱っているかというご質問にお答えしたいと思います。

昨年秋には、一連した災害に見舞われ、本町においても数多くの被害が発生しました。所管の公共土木施設である道路、河川等については、災害協定に基づきまして、町の建設業組合、そして町ガス協同組合に応急復旧工事を要請したところでございます。工事費につきましては、年度当初に設定した町の統一単価を基本としております。また、土木施設以外にも住宅や農地、山林などの被害が多く発生したことから、現在も復旧工事が実施されているところです。

このような状況から、履行中の公共事業では、復旧作業に従事するため、一時工事を中断するなど大きな影響を受けたことから、履行中の公共工事の一部では工期の変更を行ったところでございます。

以上です。

○議長（松野唱平君） 4番、岩瀬康陽君。

○4番（岩瀬康陽君） そうですか。取りあえず、通常工事については災害状況に応じて工期の変更、これはい

いわゆる延長だと思うんですけれども、そういうものに対応していると。

未執行の部分があったと思うんですけれども、そういうものについては繰越し等をかけていますか。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

建設環境課長、唐鎌伸康君。

○建設環境課長（唐鎌伸康君） 災害の発生が秋ということですので、下半期の執行分については翌年度へ繰越しもしくは事業の見直しをさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（松野唱平君） 4番、岩瀬康陽君。

○4番（岩瀬康陽君） それが妥当だと思います。

町内の建設関係の業者数は決して多くはございません。少ないと思います。今回のような甚大な被害を被ると、対応がかなり厳しくなります。臨機応変に工期の延長や変更、また繰越し等を行うべきだと思いますので、適切な対応ではないかと思っておりますので、了解します。

なお、災害復旧工事については、災害協定に基づき、年度当初で統一単価による発注を実施しているとの説明がございました。これは非常時ですので、発注方法の良否は別として、迅速な復旧につながるかと私も思います。ただ、今後、発注方法等を関係課で、財政とか総務とかを入れた中で協議して、例えばこういう方法があると思います。復旧工事の各工種ごとに、そのメーター単価だとか立米単価、そういうもの決めた中で、年度当初に総合単価を決めて、組合とか何かと契約を結んで発注する、そういう方法の見直しも検討してはどうかと思いますので、検討していただきたいと思っております。

続いて、質問の要旨の②に移ります。

先ほども申しましたけれども、今回の豪雨では、公共施設だけでなく、住宅などの裏山が崩壊して多数被災し、また河川氾濫による家屋浸水等で住民生活に支障を来す住宅もありました。このため、被災者からは早期の復旧、撤去が要望されておりました。しかし、先ほどから申しましたとおり、町内の建設業者は業者数が少なく、また従業員も大分減っています。しかし、町の災害復旧工事等を優先せざるを得ないため、住民からの撤去、復旧工事の要望には直ちに対応できず、住民からは不平と不安の声が聞こえておりました。

そこで伺います。災害時の復旧工事は、公共施設だけでなく、被災宅地等も含めて復旧工事の優先順位づけを行うべきではないでしょうか。お考えをお聞かせください。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

総務課長、土橋博美君。

○総務課長（土橋博美君） お答えさせていただきます。

昨年10月25日の豪雨災害でもございましたけれども、大規模災害が発生した場合には、道路、河川、水路等だけではなくて、宅地裏山の土砂崩落、洪水により浸水等は数多く発生いたします。

このために、インフラなどの復旧工事は、基本的には生活道路等を優先して、その後に他の被災箇所の復旧に当たっていくこととなると思います。公共的施設また被災宅地等を含めた復旧工事の優先順位については、これらを一緒に考えて順位を考えるのは非常に難しいことと思います。

しかしながら、復旧工事につきましては、少しでも早期の復旧を図るべく、町民の皆様には町内の建設業組

合、またガス協同組合があることをお知らせして、業者の協力をいただく中で復旧工事に努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 4番、岩瀬康陽君。

○4番（岩瀬康陽君） 民間工事を含めるのは難しいというふう聞こえております。これは難しいんじゃないと思うんですよ。やっぱり関係する建設業組合、あと管工事ですか、そういう組合等がございます。そういう組合の方と膝を詰めて協議すればできるんじゃないですか。今回のように裏山が崩壊すれば全壊のお宅もありました。また、台所や風呂場等が被災するお宅もございました。また、河川の氾濫によって家屋等の浸水被害が発生して、給湯器また電化製品が故障して、生活に支障を来しております。被災した住民は、生活が制約される避難所よりも、自宅で何とか生活したいと思っているんですよ。先ほど言いましたけれども、住民の気持ちに寄り添って考えるべきじゃないかと思えます。

だから、先ほども言いましたけれども、再度伺います。そういう住民目線の観点から、災害時の復旧工事は、公共施設だけでなく、被災宅地等も含めた中で優先順位を決めて対応すべきだと思いますけれども、再度お答え願います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

総務課長、土橋博美君。

○総務課長（土橋博美君） それでは、またお答えさせていただきます。

大規模災害における復旧工事につきましては、町の建設業組合及びガス事業組合の限られた数の業者をお願いすることが多くなると思います。そういう状況の中で、官民の数多くの災害復旧を行っていかねばならない。町が発注する工事、業者さんが民、個人から請け負った工事については、町と請負業者が協議することで優先順位等をつけられるものであれば、前向きにそういうことは考えていきたいと思えます。

以上です。

○議長（松野唱平君） 4番、岩瀬康陽君。

○4番（岩瀬康陽君） 今、総務課長のほうから前向きに考えていきたい、考えるんじゃなくて、やはり非常時の災害というのは、本当にそういうことなんですよ。先ほども言っていたとおり、長南町って職員も数少ないですから、避難所の開設ってそんな多くはできないと思います。そういう中で、建設業者さんと膝詰めで協議した中で、効率的な復興方法を考えていくべきだと思います。それについてはぜひ前向きに考えていただきたいと思えます。

次に入ります。先ほど申し上げましたけれども、町内の建設業者数は本当に多くありません。今回のような大規模な災害の場合は、町が広範囲にわたり担当部署ごとに復旧工事を発注しております。そうしますと、ある被災地域で数者の業者さんが同時に施工したり、ある業者さんが、担当工事が完了するとほかの被災箇所が残っていても、ほかの地域、担当課は違いますから、当然移動することになります。これは、私は組織上やむを得ないことだと理解しています。しかし、これは地元の住民から見ると、役場の中で担当は違っていても役場は一つと考えています。なぜほかの被災箇所を残していくのか。一緒に施工してくれれば早く地域が復旧すると。町に対して疑問や疑念を抱いているんじゃないかと私は思っております。

また、建設業者さんにおかれましても、回送費や諸経費がかさむとともに移動期間も必要になって、迅速な復旧に取り組むことが難しくなると思っております。確かに、役場の中で通常の一般土木と、また農業土木関係、この復旧工事を一つの担当課で一括で発注することというのは非常に難しいと考えます。

しかし、これが大事なんですよ、大規模災害時には農業系と一般土木系を合わせた災害復旧班、こういうものを整備して、地域ごとに業者と一括契約して復旧工事に対応すべきではないかと自分は考えています。この一括契約により建設業者さんの現場移動を極力減らすとともに、業者さんの負担を軽減して作業効率を高め、早急な復旧に努められるんじゃないかと考えております。

そこで伺いますけれども、災害時には、地域ごとに施工業者を選定して契約し、各種公共施設の復旧工事に取り組むべきではないでしょうか、お考えをお聞かせください。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

建設環境課長、唐鎌伸康君。

○建設環境課長（唐鎌伸康君） それでは、地域ごとに施工業者を選定し、契約して集中的に取り組むべきではないかというご質問かと思っておりますけれども、それにお答えしたいと思います。

まず初めに、災害協定に基づきまして今回発注させていただいたのは、私どもの所管している土木工事と農林関係を併せまして一括して発注してございます。これにつきましては、経済的であり効率的な観点から複合して発注させていただきました。

質問の地域ごとに施工業者を選定し、復旧作業に取り組むべきではないかという内容につきまして回答させていただきますけれども、集中的に復旧工事に当たることができれば、効率かつ経済的に当たれると、私自身も考えております。ただし、執行する側からは、施工業者を地域ごとに選定し契約するには、本町の場合、町内に在籍している建設業の数や経営の規模、また所在地における地域の特性などがありまして、復旧箇所を配分することが、執行側としては難しいところがございます。

そういったことから、今回、町の建設業組合と町のガス協同組合へそこを一括して発注いたしまして、分配についてはその組合に依頼していたところでございます。しかし、その点も今後問題を整理しながら、建設業者の意見も今後伺っていきながら、十分対応できるよう検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 4番、岩瀬康陽君。

○4番（岩瀬康陽君） 取りあえず、それでは農業土木系と一般土木系の工事を一括で発注していたということで解釈していいのかと思います。

でも、やっぱり先ほども言ったとおり、何といたってもこういう非常時には効率的で効果的な復旧に努めなきゃいけない。これは大原則だと思うんですよ。そういう中で、確かに業者さんは地盤がございまして。それから、建設業者さんによって能力というんですか、役場のほうだと指名審査に入るのにはAランク、Bランク、Cランクといろいろあると思います。そういう中でも、業者さんだっ一つずつ一つずつ工事を積み重ねていくことによって、会社の能力も上がっていきます。そういうことも加味した中で、私は少ない業者の中で住民生活の安心・安全を早期に図っていくためには、地域ごとに一括で復旧工事をするのが効率的で効果的だと思いますので、今後は建設業組合等と本当に導入を目指して、前向きな協議検討を行っていただきたいと思

ますけれども、この辺の考えはいかがでしょうか。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

建設環境課長、唐鎌仲康君。

○建設環境課長（唐鎌仲康君） 本筋といたしましては、復旧を行っていただける業者、それは当然地元の建設業者さんをお願いをして協力を仰がなければいけないと考えております。つきましては、発注者側と町内に在籍しております建設業組合とも、いろいろとご意見を頂く、協議するといつてよい方向へ行けたらというふうを考えているところでございます。

以上です。

○議長（松野唱平君） 4番、岩瀬康陽君。

○4番（岩瀬康陽君） ぜひ、いい方向に向けていってください。そうでないと、一番懸念されるのは、業者さんがどんどん、今でも従業員や何か減っちゃってやりくりが難しくなっているわけです。そういう中で、町が存続する限りはこういう大雨というのは当然想定できます。そういう中で、いかにうまく復旧していくかということが重要な課題になりますので、ぜひ詰めていっていただきたいと思います。

それでは次に、要旨の④に移ります。

我が国は少子高齢化の進展に伴い、生産年齢人口が減少して、全産業での人手不足が顕著になってきております。建設業界も3K職場（汚い・きつい・危険）と呼ばれておりまして、若者の就労率が非常に低く、担い手不足が特に顕著でございます。本町の建設業界においても同様な状況にあると推察され、このままでは、先ほども申しましたけれども、建設業が立ち行かなくなり、災害復旧を含めた公共工事や民間工事の執行に影響を来すことが推測されます。

国は、この解消に向けて、新たな在留資格である特定技能制度を創設して、外国人労働者の受入れを拡大しております。また、本町を含む過疎地域においては、安定した雇用の増加を目指すために「特定地域づくり事業推進法」を制定し、この6月4日に施行されますけれども、地域の若者や移住者等を雇い、地元業者に派遣する「特定地域づくり事業協同組合」の設立を支援しています。

この事業協同組合は、地元の農協、また商工会等が出資して設立し、雇用者1人当たり年間400万円程度の給与が支払われるよう、組合運営費の半額を国と地元自治体が支援し、残る半額は人材派遣を受けた事業者が負担する、そういう制度になっております。これは結構いい制度かなと自分は思っています。

そこで伺います。建設業者等の人手不足を補うために、特定地域づくり事業協同組合を官民連携で設立すべきではないか、お考えをお聞かせください。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

産業振興課長、岩崎 彰君。

○産業振興課長（岩崎 彰君） それでは、お答えをさせていただきます。

建設業をはじめ様々な業種が人手不足となっておりますので、「特定地域づくり事業協同組合」を設立すべきではないかというご質問でございます。

本町でも、中小企業などの人手不足、また農業担い手・後継者不足などが生じております。これは、人口減少、特に若者の転出などにより人材が不足していると認識しております。本町の水稲を中心とした農業では、

法人の営農組合でも人手不足が懸念され、近い将来には担い手、従事者が不足し、農業経営の存続が危ぶまれるということも想定されております。そのため、地域社会の維持、地域経済の活性化に資するためにも、人材不足は大きな課題であると捉えております。

町といたしましても、若者の定住、地域づくりの人材確保をすべきと考えますので、この課題の解消のため、昨年11月にこの法律が公布されて、国が財政支援を行うということでございます。「特定地域づくり事業推進法」に基づく「地域づくり事業協同組合」の設立のための調査研究に今後取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 4番、岩瀬康陽君。

○4番（岩瀬康陽君） 非常にいいことだということで、調査研究に取り組むということでございますけれども、先ほども言ったとおり、うちのほうの町、若者がいない、不足している、担い手不足です、全産業で。そのためにも、設立に向けて関係機関と協議に入りますと、そういう答えが欲しいと自分は思っております。本町にも事業者さんにも良い結果になると思っております。

先ほどもお話ししましたが、この事業協同組合、後継者不足が深刻な農業関係、それからゴルフ場、観光業、もろもろに派遣できます。そうすれば、町の産業の活性化につながっていくんじゃないですか。極端なことを言ったら、長南町で仕事がないからいても駄目だと思っている人がいるかもしれない。でも、ひょっとしたら、そこに行って、こういう制度があればそこに就職して、年に400万という収入になれば魅力ある職場に見えませんか、自分はそうやって思うんですよ。だから、やっぱりこれには取り組んでいていただきたいと思います。

もし、若者が本町で就業できれば、移住・定住者の増加にもつながり、町に活力が生まれて、ひいては町の財政も上向くことになるんじゃないですか。いいですか、やっぱり持続可能な町をつくっていくには、町産業の担い手の確保と基幹税収の向上、これを図っていくことが最も重要なことなんですね。座って町の産業の衰退を待つんじゃなくて、発展のために設立する、そう自分は思っています。

再度伺います。後継者不足の人手を補うために、特定地域づくり事業協同組合を官民連携でつくっていただきたいと思っております。答弁願います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

産業振興課長、岩崎 彰君。

○産業振興課長（岩崎 彰君） ご質問にお答えいたします。

この法律の地域産業の働き手として派遣するという制度、これは、繁忙期の人材を確保できまして、また直接企業が雇用するより補助金が出ますので、人件費を抑えられるという、そういうメリットがありますので、この制度は有効な手段であると考えられます。

特定地域づくり事業推進法は、先ほどおっしゃられましたとおり6月4日に法律が施行されるということでございます。今後の国のスケジュールでは、省令の公布やガイドライン、または交付要綱が今後発出されるという予定でございます。その後に地方団体向けの説明会も開催されるということですので、それらを受けまして事業実施についての検討を進めさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 4番、岩瀬康陽君。

○4番（岩瀬康陽君） たしかこの組合は、設立当初は、国は全国で80か所の創設を見込んで事業予算化しているそうです。本町においてもぜひ前向きに取り組んでいただきたいと思いますので、早急に取り組むか、取り組まないのか、取り組んでもらいたいんですよ、結論出してください。

本町は、高齢化率が43%ですか、高く、生産年齢人口も減少しており、担い手確保も待ったなしでございます。持続可能な町づくりに向けて町長の英断をお願いしたいと思います。

それでは、要旨の⑤に移ります。

本町は、中山間地域に位置し、昔から農地を造り維持してきたため、山の裾に住宅が多数建築されてきました。皆さんもご承知のとおり、昔は森林資源を活用して生計を立てておりましたので、山を適切に管理しておりました。

しかし、昭和の高度経済成長に合わせて安価な輸入木材が増えて林業が衰退し、大部分の森林が管理されない状況にあります。このため、本来森林が持つ水源涵養機能が低下して、降雨が直接山肌を流下するようになり、大雨や地震時には山の崩壊が全国各地で発生してしまっております。

しかも、昨年の台風15号の強風では多数の倒木が発生して長期間の停電が起り、住民生活に多大な影響を与えております。本町もご多分に漏れず、今回の豪雨では、先ほども申しましたけれども、200か所の裏山崩壊、それからその中で全壊が2件、また2名のお亡くなりになられた方と1名の人的被害が発生しております。

被災された住民の皆様は、失望感と将来への不安、また何かのきっかけで法面の再崩壊が発生しないかと不安で危惧していたと思います。本来であれば、このような不安を被災住民等から早急に取り除くため、町の地域防災計画に基づいて、住民の安心・安全を図るために被災宅地の危険度判定を行うべきだったと思います。

そこで伺いますが、町は被災宅地等の二次災害を防止するため、被災宅地危険度判定士による危険度判定を行うべきではなかったのでしょうか、お答えください。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

建設環境課長、唐鎌伸康君。

○建設環境課長（唐鎌伸康君） それでは、お答えしたいと思います。

ご質問のあったとおり、二次災害を防止するために、町は必要に応じて被災宅地危険度判定実施本部を設置し、千葉県を通じ被災宅地危険度判定士の確保を要請し実施しなければならないとなっております。今回の場合、この本部は設置いたしませんでしたが、相談を受けた宅地1件と全壊の2件については、千葉県の支援を受けまして被災宅地の危険度判定を実施したところでございます。

しかしながら、町内全体において情報を収集し、的確に実施できたかと問われますと、人力的な体制等にちょっと課題が残ったと自覚しております。

今後とも、住民の安全を図るために、被災宅地の危険度判定については、被災状況を見極め的確な対応ができるよう、体制づくりに努めまして、二次災害の防止を図っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 4番、岩瀬康陽君。

○4番（岩瀬康陽君） 議会のほうにそのような報告はなかったと思うんですけども、取りあえず本部は設立しないで、相談箇所が1か所、それから全壊箇所2か所の判定を行ったということで理解してよろしいわけですね。

今後、長南町は、さっき言ったとおり山をしょってかなりの家が建築されております。また、長南川やほかの河川、そこにもやはり隣接して家屋等が建設されております。そういうところも全て崖ですので、被災宅地の判定の対象になります。確かに長南町は、先ほど言ったとおり建設関係の技術者さんが少ない。確かに本部を設置するのは非常に難しいと考えているかもしれませんが、本部はあくまでも技術屋さんじゃなくても、これは対応できますので、ぜひ町内で、地域防災計画にあるわけですから、町内で設立するときに、どこどこが担当するのか、別に土木関係で設置しなくていいわけですから、対応していただきたいと思います。一度、この危険度判定、本部を立ち上げて実施すれば、不安や何かが全て消えて、何回でもできますから、それを一回やれば糧になりますので、ぜひ取り組んでください。

それと、本町でも土木技術者は何名かいらっしゃいますので、被災宅地危険度判定士の資格をぜひ取っていただきたいと思います。これは要望としてお願いしたいと思っています。

次に、要旨の⑥に移ります。

町は、災害が発生しますと、住民の安全を守るため避難勧告や避難指示を発動します。そうしますと、避難所の設置や飲食料品、そして日用品の用意等が必要になりまして、かなりの費用負担となります。

全国町村会におきましては、町村がこの費用負担をためらわないで避難勧告や避難指示ができるよう、大手損害保険会社と災害対策費用保険、いわゆる費用保険の整備を行っております。本町におきましても、地球温暖化による気候変動で今後も台風や大雨の発生が予想されますので、本保険に加入して災害発生に備えることが必要ではないかと考えます。

そこで伺いますが、町は今後の災害発生に備えて、住民の避難費用を補償する災害対策費用保険に加入すべきではないのでしょうか、お答え願います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

総務課長、土橋博美君。

○総務課長（土橋博美君） それでは、お答えさせていただきます。

災害発生またそのおそれのある場合に、避難指示、避難勧告及び避難準備、高齢者等避難開始を発令したことによりまして、これは避難所の設置費用及び避難所の配置職員や災害対策本部職員等の超過勤務手当などの費用に対して保険が支払われるものでございます。これは全国町村会の災害対策費用保険制度というものでございまして、ただし、これは災害救助法の適用を受けた災害は対象にはならないというものでございます。

近年、自然災害が増加する状況において、住民の生命・身体の保護を図るために、「できるだけ早期に必要な避難勧告等の発令」が強く求められております。町の負担費用の一部を保険金として支払われる、この制度の加入については取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 4番、岩瀬康陽君。

○4番（岩瀬康陽君） 初めていい答弁でしたね。よかったですよ、本当に。

この保険、先ほど言いましたけれども、保険の支払いの限度額が500万から2,000万までございます。本町が例えば2,000万の補償プランに加入すると、大体保険金が100万円程度だと思います。先ほど言ったとおり、職員の時間外手当や何かも対象になりますので、ある程度予算面を気にせず災害対応が可能になると思いますので、早期に加入していただきたいと思います。

それでは、質問の2のほうに移りたいと思います。町づくりについてに移ります。

本町の人口は、少子高齢化と人口減少が進展して、本年2月1日現在で7,850人になっています。地方創生のときに策定した人口ビジョン、これでは2040年の人口を期待値として5,500人としています。

このように、人口減少が進めば空き家、空き地等が増えます。町の空き家調査、これは2016年なんですけれども、読みますと、空き家の戸数が当時253戸。そのうち、修繕すれば使えるなどという家が115戸あったということです。かなりの数があったということになりますよね。そうすると、近隣の住民からは、環境、防犯、防災面などから心配だ、不安だなどなどの声が聞こえてきます。このため、町は空き家バンクを整備して増加に歯止めをかけようとして取り組んでおりますけれども、なかなかこの成果は上がってきません。

この対策として国は、地域住民の生活環境の保全、空き家等の活用のために、「空家等対策の推進に関する特別措置法」を制定しました。この法律は、空き家等に関する対策の対象とする地区には重点対象地区、及び対象とする空き家等の種類などの空き家等対策の基本的な考え方や方向性を示す空家等対策計画の策定が規定されております。この計画を策定することにより、国の財政上や税制上の措置が受けられることになり、本町においても空き家等の対策が進むものと考えます。

そこで伺いますが、空き家等に対する対策を総合的かつ計画的に実施するため、空家等対策計画を策定すべきと思いますけれども、お考えをお聞かせください。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

建設環境課長、唐鎌伸康君。

○建設環境課長（唐鎌伸康君） ご質問の「空家等対策計画」の策定について回答したいと思います。

「空家等対策計画」の策定につきましては、「空家等対策の推進に関する特別措置法」第6条第1項において、市町村は計画を策定することができるとなっております。

現在まで、空き家が危険な状態になるなど、「特定空家」として行政側による撤去までの事案がなかったことなどから、計画の策定までに至っておりませんでした。

ご指摘のとおり、今後、少子高齢化が進行いたしまして、人口減少に伴う空き家の増加による生活環境の悪化や跡地利用など、空き家対策に係る事例も多く発生することが予想されますので、関係部署とも協議いたしまして、早い段階に策定できるよう検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 4番、岩瀬康陽君。

○4番（岩瀬康陽君） 町のほうも空き家については認識していると判断しますが、あまり、検討するか悠長なことは言っていられないんじゃないですか。

いいですか、過去5年間の出生数は165人なんです。去年は僅か22人ですね。既に地方創生の人口ビジョンを下回っていますよね。しかも、老夫婦の世帯、それから独居老人の世帯、これが約1,100件を超えている

んじゃないかと思っています。それほど増加しています。

このように出生数が減って、高齢世帯が増加すれば、空き家の件数が十数年後には1,000件近く増えることは自明の理じゃないですか。このため、多くの住民も町のこの現状を憂えております。何とかしてほしいときっと強く思っていると思いますよ。だから、後手に回らないよう、もう、あれから5年近くたっていますから、後手に回っていると思いますけれども、早急に手を打つべきなんですね。黙って空き家の増加を見ていていいんですかね。

いいですか、この計画を早急に策定すれば、空き家を活用して文化施設や交流施設などへの改修、また空き家の跡地を地域活性化のために活用する場合の除却も国のほうの制度を受けることができます。そして、また空き家を活用した住宅整備も対象になるわけですよ。

先ほどもいろいろと、若者向けの住宅整備とありますけれども、こういうものにも活用できるわけなんですね。そして、去年は、先ほども言いましたけれども、豪雨で多くの家屋の裏山が崩壊しています。被災された皆さんは、またいつ豪雨で裏山が崩壊するのか不安で、気も休まらないと思っています。このような住民のためにも、空き家、空き地を活用して安全な生活ができるようにすべきなんです。これは事前防災と魅力ある町づくりを目指すために、ぜひとも必要なことだと思います。

そこで再度伺います。空き家等に対する対策を総合的かつ計画的に実施するため、早期に空家等対策計画を策定すべきと考えますけれども、再度考えをお聞かせください。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

建設環境課長、唐鎌伸康君。

○建設環境課長（唐鎌伸康君） 策定の時期、早期にということ、それについてお答えしたいと思います。

今、私どもも限られた人員の体制で執務を行っているところでございます。現在は復旧・復興などの課題を優先にさせていただきたいと思っておりますので、策定につきましては時間を頂きまして、早い段階に着手できるよう努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 4番、岩瀬康陽君。

○4番（岩瀬康陽君） 確かに、現時点は災害復旧で大変です。また、組織もそんなに大きくないんですから、大変だと思うんですけども、これはもう何年も経過しているわけです。そういう中で取り組んでこられなかったのか、ちょっと私は分かりませんが、そこでやっぱり弊害が出ているわけですね。

先ほども申しましたとおり、今後、町全域で人口減少によりまして空き家が増え、集落によっては本当に限界集落ですね、存続が危ぶまれてきます。このようになりますと、町の経済の規模がさらに縮小して、税収が落ち込みます。しかも、行政区域は変わらないため、公共インフラ等の維持管理が難しくなり、行政サービスの水準が低下するのは明らかです。

人口減少、これは日本社会のトレンド（趨勢）として、やむを得ない事象なんですね。すなわち現実としてもはや受け入れなければいけないと私は考えています。しかし、私たちは、人口が減っても、将来私たちの子や孫が生活しやすい、利便性、快適性に優れた環境整備を進めて、持続可能な魅力ある町をつくっていかなくちゃならないと思っておりますので、ぜひ取り組んでいっていただきたいと思っております。

続いて、次、要旨の②のほうに移りたいと思います。

この要旨の②につきましては、先ほどから何回も質問がなされておまして、まちづくり委員会のほうに報告して、その答申を受けて、町のほうから5月の連休に報告があるということでございますけれども、これは私の強い考えの中で町づくりに取り組むべきと思ひまして、質問をさせていただきたいと思ひます。この質問につきましては、平成29年のときにもコンパクトシティーの中で取り上げた経緯があると思ひます。

平成29年当時の私の質問に対して、町は、旧小学校区ごとに拠点を設けて人口の集中を図る、コンパクトな町づくりに取り組んでいかなければいけないと答弁してくれました。特に、町の中心部である、いわゆる長南宿。この長南宿は昭和40年代のモータリゼーションの進展と役場庁舎等の移転により人や車の流れが変わって、いわゆる長南宿は通過点になったわけですね。その結果、衰退の一途をたどり、皆様もご存じのとおり、今では空き家、空き店舗、空き地等が多数あって、昔の繁栄を見る影もありません。一般的に、町中心部における町づくりの基本的な要素、これは多様な人材が出会い、交流するにぎわいのある場所を創設することが、これが一番肝要なんです。これは実際に多くの自治体で今取り組んでいます。つまり、持続可能な町づくりのためには、町中心部に人の流れを集めること、これが絶対条件なんです。まず、この長南宿を人々が集まる魅力のある町にしていかなければ、この町の未来はないと自分は考えています。

要は、人がたくさん集まれる場所、いわゆるコミュニティインフラ、これを整備することにより経済活動が盛んになり、既存の店舗が繁盛するとともに、新たな店舗などもできて土地の収益力が増して、地価も上がる、税収も増える。つまり、長南宿の空き家、空き地が新たな店舗や住宅に生まれ変わり、町ににぎわいが戻ること、これがつながっていくわけです。いや、また、つながらせていかなきゃいけないんじゃないかと自分は思っています。

今、本町に本当に必要なのは、直近で必要なのは、いわゆるコミュニティインフラ、これの整備が必要なんです。魅力ある町づくりに取り組むことで、町全体に活力が生まれてきます。長南宿は脈々と続いてきた街並みであり、このまま衰退するのを見ていていいのですか。座して廃墟化を見過ごしますか。

そこで伺います。持続可能な町づくりを進めるために、現在、整備箇所を検討中の複合施設を長南宿に整備すべきではないでしょうか、お考えをお聞かせください。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

企画政策課長補佐、三上達也君。

○企画政策課長補佐（三上達也君） 複合施設の建設箇所についてということでございますが、ほかの議員さんへの答弁とも重複いたしますが、現在、本庁舎及び複合施設の建設場所につきましては、ワーキンググループにおいて報告書をまとめまして、3月17日に開催のまちづくり委員会においてその報告を行う段階でございます。よって、まちづくり委員会から町長への答申を行った後、改めてご報告する予定でございますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（松野唱平君） 4番、岩瀬康陽君。

○4番（岩瀬康陽君） 先ほども2人の方に答弁されておりましたから、そういう答弁だと思っております。まちづくり委員会に諮問して、町長のほうに答申するという事です。これは私もその辺、理解はします。しか

し、私は複合施設の整備場所を、町は周辺への経済効果や町づくり等も含めて十二分に調査検討した上で、ほかの意見も考慮するためにワーキンググループ等に依頼したのじゃないかと考えています。したがって、町はワーキンググループ等に、複合施設が持つこれらの効果をしっかりと説明する責任があります。もし、説明責任を果たさないと、長南宿へ人や車の流れが変わらないような場所に整備すれば、恐らく長南宿の衰退は止めることが難しくなり、コンパクトな町、いわゆる持続可能な町づくりというのは遠のいてしまうんじゃないかと私は考えます。それは、将来この町を担う若者を落胆させることにつながるんじゃないですか。

本来なら民間活力により、コミュニティインフラの整備を官民連携で取り組むことが一番いいのかと思います。しかし、やはり本町の現状では、そういう民間企業も現れてこないんじゃないかと思料されますので、私は町が実施するしかないと考えております。

結構、ワーキンググループに議論してもらったのもいいんですけども、やはりその議論の前提となる情報、そういうものを町が適切、的確に発信して議論していただかなければ、違った方向に行ってしまうと思いますね。その辺も十分考えた中で取り組んでいただければなと思います。

公共施設というのは、次の世代、我々の後世に大きな負担を課すわけです。大投げするわけです。将来、なぜこのような施設をこのような場所に整備したんだと言われぬように、もう一度よく考え、よく検討、協議した中で、町長の判断を仰いでいただきたいと思います。

町長、この辺について答弁頂けますか。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君） 今、岩瀬議員のほうから熱い町づくりについてのお話があったわけでありまして、私も長南宿、これは長南町を代表する町なかですので、何とか活気とにぎわいを取り戻したいと、そういう思いで来ました。とはいっても、もうここに至っては、打つ手というのは幾つもないわけでありまして。幾つもないというより、ほとんどないと言っていいほどであります。最後の頼みの綱が、やはりあそこに拠点をつくって、人の流れをつくっていくと。そういうことしかないのかなというふうに思っています。そういった意味で、今まであそこに拠点となるべき施設の設置をということでお話をさせていただいております。

ここに来て、複合施設の問題が出てきておまして、複合施設をあそこに設置することによって、先ほどから岩瀬議員がおっしゃっているような町づくりにつながっていく可能性があるわけで、実際にあそこに造って、じゃ、町が活性化するかどうかというのは、これは結果として分からないわけでありまして。分からないわけでありまして、地域住民の皆さんがそれをうまく活用して、にぎわいを取り戻せるような環境をつくってあげるといのが、やっぱり行政の役割だというふうに思っています。

ですので、そういう環境をつくるのが一番今望ましい考え方であるのかなというふうな思いでおります。思いでおりますけれども、これはあくまでも私の考え方であって、また、その周辺住民の皆さんの考え方、あるいは議員さん個々の考え方、みんなそれぞれまちまちであります。では、これを皆さんの反対を押し切って、私の考えを押し通すかということになりますと、町づくりの主役は住民でありますので、住民の皆さんがどのような考えを持っているかということもきちんと把握した中で、最終的に結論づけていかななくてはならないと、そういうふうに思っていて、非常に今苦慮しているところであります。

でありますので、今回、まちづくり委員会の答申が、今岩瀬議員がおっしゃったようなことも踏まえて、事務方からきちんと説明させますので、まちづくり委員会のほうで最終的にどういうふうに答申してくるか分かりませんが、その答申を踏まえながら、自分なりに今までの経緯を踏まえて、しっかり考え方を持っていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 4番、岩瀬康陽君。

○4番（岩瀬康陽君） それでは、町長のお考えをお聞きました。

私も少し熱くなりましたけれども、やはり町づくりというのは1年、2年でいくものじゃありません。「ローマは一日にして成らず」と言います。町づくりというのは脈々とみんなが努力してつくっていく、そういうものです。だから、そういうものを長い目で見た中で、短期にすぐ成果が出るというものじゃありませんので、将来的な町づくりプランを立てながら、町と住民が一緒になってつくっていただきたいと思いますので、ぜひ、町長、町も自分たちの考えを最終的に、これでいけるんだという強い案を持って、強い信念を持って取り組んでいただきたいと思います。

以上で私の質問を終わりにします。どうもご苦労さまでした。

○議長（松野唱平君） これで4番、岩瀬康陽君の一般質問は終わりました。

◎散会の宣告

○議長（松野唱平君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りします。

明日3日から4日は、所管事務調査等のため休会としたいと思います。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平君） ご異議なしと認めます。

明日3日から4日は、所管事務調査等のため休会とすることに決定いたしました。

5日は午前10時から会議を開きます。

本日はこれで散会とします。

ご苦労さまでした。

(午後 3時55分)